

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第1章 水道の整備

##### 第1節 概説

我が国における近代的な水道は、明治20年に横浜市に布設されたものがそのはじまりである。以来今日まで、その普及の努力が続けられた結果55年3月には、水道の普及率は91.0%となっている。水道は、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る上で不可欠なものであり、今日では国民生活の中にその基盤をなす施設の一つとして定着している。

しかし、今日水道を取り巻く状況には極めて厳しいものがあり、需要水量の増大に伴う新たな水源の確保、原水の水質の保全、水道事業経営の健全化等が大きな課題となっている。この課題に対処するため水源の確保、浄水管理の高度化、水道水の安全性の確保、経営努力の推進等を行う必要がある。このためには広域的な観点からの計画的な水道の整備を図っていく必要がある。また、水道用水の使用合理化及び漏水防止対策を一層促進するとともに雑用水道のあり方についても検討を進める必要がある。

更に、渇水、地震等の災害時においてもできるかぎり水道水の安定した供給が図られるよう渇水、地震等の対策について所要の措置が講じられるよう努める必要がある。

これらの施策の中心をなすのは、水道法(32年法律第177号)であるが、同法は52年6月23日に公布された水道法の一部を改正する法律により改正され、これにより、都道府県知事は地方公共団体の要請に応じて広域的な水道整備計画を定めることができることとされ、またビル、マンション等における簡易専用水道の管理に係る規制の措置等が講じられることとなった。なお、水道法の改正に伴って政省令の改正が行われたほか水質基準に関する省令についても必要な改正が行われた。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第2節 水道整備の現状

1 普及状況

水道法の適用を受ける給水人口101人以上の水道事業の数は、54年度末現在、全国で1万8,336となっている。その内訳は、給水人口5,001人以上の上水道事業1,886、給水人口5,000人以下の簡易水道事業1万2,267、水道に浄水を供給する水道用水供給事業77、自家用として寄宿舍、社宅、療養所等に給水する専用水道4,106である。

最近の傾向としては、第2-1-1表に示されているとおり、統合等により簡易水道が減少している。なお水道用水供給事業の減少も統合等によるものである。

第2-1-1表 事業数の推移

第2-1-1表 事業数の推移 (各年度末現在)

| 種 別      | 事業主体  | 49年度   | 50年度   | 51年度   | 52年度   | 53年度   | 54年度   |
|----------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 水道用水供給事業 | 都道府県  | 38     | 41     | 44     | 45     | 44     | 41     |
|          | 市町村   | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
|          | 組合    | 28     | 29     | 31     | 33     | 33     | 35     |
|          | 計     | 67     | 71     | 76     | 79     | 78     | 77     |
| 上水道事業    | 都道府県  | 9      | 10     | 10     | 10     | 10     | 10     |
|          | 市     | 651    | 638    | 633    | 625    | 620    | 620    |
|          | 町     | 1,004  | 1,007  | 1,022  | 1,043  | 1,062  | 1,066  |
|          | 村     | 87     | 89     | 92     | 95     | 95     | 102    |
|          | 組合    | 64     | 65     | 67     | 67     | 69     | 71     |
|          | 私 人   | 14     | 19     | 18     | 17     | 16     | 17     |
| 計        | 1,829 | 1,828  | 1,842  | 1,857  | 1,872  | 1,886  |        |
| 簡易水道事業   | 公 営   | 8,495  | 8,500  | 8,570  | 8,652  | 8,677  | 8,681  |
|          | その他   | 5,001  | 4,719  | 4,483  | 4,059  | 3,779  | 3,586  |
|          | 計     | 13,496 | 13,219 | 13,053 | 12,711 | 12,456 | 12,267 |
| 専用水道     |       | 3,889  | 3,921  | 3,995  | 4,028  | 4,071  | 4,106  |
| 合 計      |       | 19,281 | 19,039 | 18,965 | 18,676 | 18,477 | 18,336 |

厚生省水道環境部調べ

また、近年の水道の給水人口及び普及率は第2-1-2表のとおりである。

第2-1-2表 給水人口の推移

第2-1-2表 給水人口の推移

(単位:1,000人,%)

| 年 度      | 35     | 40     | 45      | 50      | 54      |
|----------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 総人口(A)   | 93,420 | 98,275 | 103,720 | 112,279 | 116,063 |
| 給水人口(B)  | 49,910 | 68,242 | 83,754  | 98,397  | 105,563 |
| 普及率(B/A) | 53.4   | 69.4   | 80.8    | 87.6    | 91.0    |

厚生省水道環境部調べ

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第2節 水道整備の現状

2 給水量と取水量

水道の年間総給水量は、54年度において138億 $m^3$ となり、45年度の101億 $m^3$ に対し、1.36倍になっている。このような給水量の増加は、給水人口の増加、生活水準の向上及び生活環境の改善等に伴う水使用量の増加によるものである。

総給水量を水道事業の種類別にみると、第2-1-3表のとおり、上水道は全体の94.1%と高い割合を占めている。

これに対して、簡易水道は事業数において67%を占めているが、給水量では全体の5.3%に過ぎず、しかもその占める割合は年々低下する傾向にある。

第2-1-3表 年間総給水量の変化

第2-1-3表 年間総給水量の変化  
(単位: 億 $m^3$ )

| 年 度                | 40            | 45            | 50              | 54              |
|--------------------|---------------|---------------|-----------------|-----------------|
| 上 水 道<br>(用 水 供 給) | 60.7<br>(3.5) | 93.7<br>(7.3) | 120.0<br>(15.9) | 130.1<br>(20.9) |
| 簡 易 水 道            | 4.4           | 5.6           | 6.6             | 7.3             |
| 専 用 水 道            | 1.9           | 1.7           | 1.2             | 0.8             |
| 計                  | 67.0          | 101.0         | 127.8           | 138.2           |

厚生省水道環境部調べ

一方、水道用水供給事業は54年度において全体の15.1%に当る20.9億 $m^3$ を供給しており、その占める割合は年を追って高くなっている。

給水人口1人1日当たりの平均給水量は、上水道で54年度364lとつなっており、これを水道の規模別にみると、規模の大きい水道ほど1人当たりの給水量が多く、簡易水道のそれは上水道のおよそ3分の2である(第2-1-4表)。これは、都市地域における生活が、水洗便所、冷房設備等大量の水を使用すること、事業用水を含むことのためである。

水道(上水道事業及び水道用水供給事業)の取水量を水源別にみると、第2-1-5表のとおり年間取水量136.6億 $m^3$ のうち約67%が河川に依存しており、しかもその割合は年々増大している。なかでも、ダムに対する依存率は45年度の19.4%から54年度の24.0%と高まっている。また、ダムへの依存率は規模の大きな水道において特に高くなっており、これは、大量の水需要を安定して供給するためダムに依存する必要があるためである。

第2-1-4表 規模別給水量と給水人口

第2-1-4表 規模別給水量と給水人口(54年度)

| 給水人口による<br>規模別 | 個所数      | 現在給水<br>人口(千人) | 年間給水量<br>(億m <sup>3</sup> ) | 1人1日給水量(ℓ) |     |     |
|----------------|----------|----------------|-----------------------------|------------|-----|-----|
|                |          |                |                             | 最大         | 平均  |     |
| 上<br>水<br>道    | 100万人以上  | 12             | 28,917                      | 45         | 520 | 424 |
|                | 50~100万人 | 7              | 4,334                       | 6          | 474 | 384 |
|                | 25~50    | 39             | 12,969                      | 18         | 460 | 369 |
|                | 10~25    | 102            | 16,143                      | 21         | 449 | 354 |
|                | 5~10     | 153            | 10,754                      | 14         | 456 | 351 |
|                | 1~5      | 855            | 18,419                      | 21         | 424 | 313 |
|                | 1万人未満    | 687            | 4,564                       | 5          | 450 | 312 |
|                | 建設中      | 31             | —                           | —          | —   | —   |
| 計              | 1,886    | 96,100         | 130                         | 469        | 364 |     |
| 簡易水道           | 12,267   | 8,316          | 7                           | 315        | 239 |     |

厚生省水道環境部調べ

第2-1-5表 水道の水源別年間取水量の推移

第2-1-5表 水道の水源別年間取水量の推移

(単位:億m<sup>3</sup>)

| 年 度 | 河川表流水 |            |            | 湖 水 | 伏流水  | 浅井戸 | 深井戸  | その他 | 計     |
|-----|-------|------------|------------|-----|------|-----|------|-----|-------|
|     | 自流    | ダム<br>(直接) | ダム<br>(放流) |     |      |     |      |     |       |
| 40  | 35.8  | 4.5        | 3.0        | 0.6 | 9.5  | 2.3 | 7.1  | 1.7 | 64.5  |
| 45  | 47.5  | 6.4        | 12.7       | 0.9 | 10.4 | 5.2 | 13.1 | 2.3 | 98.5  |
| 50  | 58.0  | 9.3        | 18.5       | 1.2 | 10.7 | 6.9 | 18.0 | 2.8 | 125.4 |
| 54  | 58.4  | 10.6       | 22.2       | 1.7 | 9.6  | 9.1 | 20.2 | 4.8 | 136.6 |

厚生省水道環境部調べ

(注) 調査対象は、上水道事業と水道用水供給事業である。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第2節 水道整備の現状

3 水道の施設整備

水道の施設能力は第2-1-6表のとおり、45年度の37,259千 $m^3$ /日に対し、54年度には、57,213千 $m^3$ /日と約1.54倍に増加しているが、この施設能力の増加部分の大部分は上水道におけるものである。これに対し、簡易水道の施設能力は少しずつ減少する傾向にある。これは、水量及び水質の安定性の確保を図り、併せて規模の適正化による効率的運営を行うため、上水道への統合が進められていることによるものである。

第2-1-6表 施設能力

第2-1-6表 施設能力

(単位：1,000 $m^3$ /日)

| 年 度     | 40     | 45     | 50     | 54     |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 上 水 道   | 21,400 | 34,545 | 47,751 | 55,005 |
| 簡 易 水 道 | 1,822  | 1,845  | 1,779  | 1,690  |
| 専 用 水 道 | 690    | 869    | 875    | 518    |
| 計       | 23,912 | 37,259 | 50,405 | 57,213 |

厚生省水道環境部調べ

(注) 上水道：実績値

簡易水道：計画給水人口 $\times 0.15m^3$ で推定

専用水道：計画給水人口 $\times 0.20m^3$ で推定

近年の水道施設の建設単価の推移は、第2-1-7表のとおりであるが、上水道、水道用水供給事業、簡易水道とともに上昇傾向にあり、50年度から55年度の間に2.0~2.4倍となっている。

第2-1-7表 水道の建設単価の推移

第2-1-7表 水道の建設単価の推移

(単位：円/ $m^3$ /日)

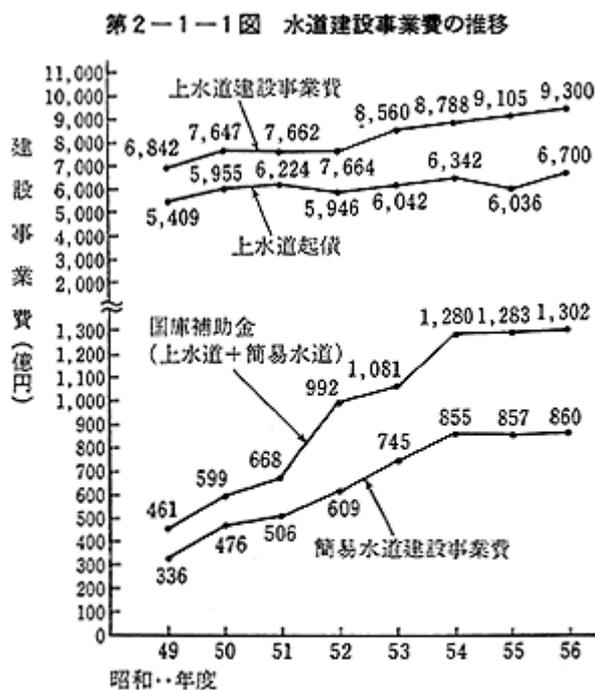
| 年 度 | 上 水 道   |          | 用 水 供 給 | 簡 易 水 道   |
|-----|---------|----------|---------|-----------|
|     | 大規模上水道  | 中・小規模上水道 |         |           |
| 50  | 125,445 | 116,134  | 132,507 | 565,567   |
| 51  | 176,830 | 147,319  | —       | 691,600   |
| 52  | 227,600 | 163,379  | 213,087 | 857,740   |
| 53  | 256,316 | 196,307  | 245,095 | 944,473   |
| 54  | 275,000 | 212,000  | 275,000 | 1,167,792 |
| 55  | 298,000 | 231,000  | 299,000 | 1,198,000 |

厚生省水道環境部調べ

また、建設単価についてみると、簡易水道の建設単価が著しく高く、55年度においては上水道等に比べ4倍以上となっている。これは建設資材の高騰など一般的なコストアップ要因に加えて、近年新たに建設されるものは、地理的条件の悪いところが多いことから、上水道等に比べて割高になるためである。

水道の建設事業費の年次推移は第2-1-1図のとおりであり、56年度においては1兆160億円程度の投資額が見込まれている。このうち上水道建設に対する投資額は、9,300億円になると推定され、その費用の大部分は地方債と国庫補助金によって賄われている。上水道に対する国庫補助は、先行投資又は原水単価が割高となる水源の開発、市町村の行政区域を越えて給水する広域水道の建設、浄水場の排水処理施設の整備及び2以上の水道事業が共同で利用する水質検査センターの整備に対して行われており、その額は56年度において1,031億円となっている。また、56年度の地方債の予定額は、6,700億円である。一方、簡易水道には、市町村の財政力、建設条件を考慮した国庫補助がなされており、56年度には、建設費総額860億円のうち国庫補助金271億円、地方債予定額は504億円となっている。

第2-1-1図 水道建設事業費の推移



厚生省水道環境部調べ

(注) 水道の建設事業費とは、上水道建設事業費に簡易水道建設事業費を加えた額である。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第2節 水道整備の現状

4 水道の経営

水道事業(簡易水道を除く)の経営は,地方公営企業法により,独立採算制を基本として運営されることになっており,水道事業者は経営の効率化に努める一方,その料金は適正な原価を基礎として事業の健全な運営を確保することができるものでなければならないとされている。水道の給水原価は,水道施設の建設に伴う費用と職員給与費,浄水費等の管理運営に要する費用とから成り立っている。

水道の建設時の起債に伴う利子負担は,54年度には有収水量1m<sup>3</sup>当たりの総費用106.71円の23%に当たる24.65円と比較的大きな部分を占めており(第2-1-8表),水道が相次ぐ拡張工事を迫られていることを示している。

水道料金は,水道の布設年次,布設地域等の地理的,社会的条件により著しい格差がある(第2-1-2図)。54年度には全国で476か所の水道事業で料金改訂が行われたが,平均販売価格は給水原価を下回っており(第2-1-9表),水道事業の経営と供給の安定化を図るために販売価格の適正化が必要とされている。

なお,水道料金の家計支出に占める割合は,54年度の全国平均で約0.7%であり,近年,わずかながら増加の傾向にある(第2-1-10表)。

第2-1-8表 水道事業の費用内訳

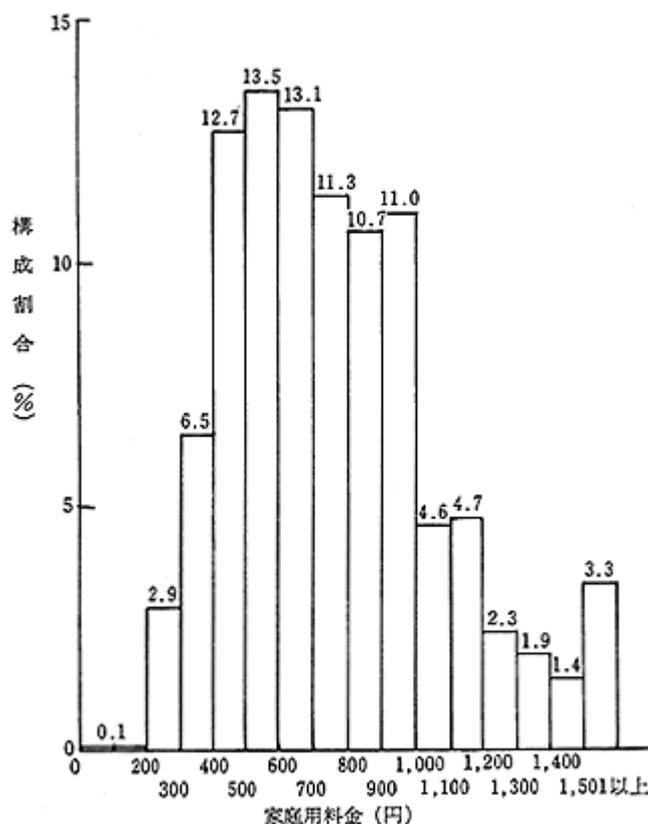
第2-1-8表 水道事業の費用内訳  
(単位:円/有収水量/m<sup>3</sup>)

| 年 度   | 35    | 40    | 45    | 50    | 54     |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 職員給与費 | 5.74  | 8.89  | 11.36 | 21.76 | 27.40  |
| 減価償却費 | 2.46  | 3.66  | 5.32  | 8.49  | 13.79  |
| 支払利息  | 2.85  | 6.04  | 8.68  | 16.59 | 24.65  |
| その他   | 6.55  | 9.11  | 13.42 | 21.95 | 40.87  |
| 総費用   | 17.60 | 27.70 | 38.78 | 68.79 | 106.71 |

厚生省水道環境部調べ

第2-1-2図 水道料金の格差

第2-1-2図 水道料金の格差(昭和55年4月1日現在)  
(1か月当たり家庭用料金10m<sup>3</sup>当たり)



厚生省水道環境部調べ

第2-1-9表 上水道の平均販売価格と給水原価

第2-1-9表 上水道の平均販売価格と給水原価  
(単位:円/m<sup>3</sup>)

| 年 度       | 40    | 45    | 50    | 54     |
|-----------|-------|-------|-------|--------|
| 平均販売価額(A) | 24.63 | 34.47 | 56.38 | 93.28  |
| 給水原価(B)   | 27.70 | 35.53 | 68.78 | 106.71 |
| (A)/(B)   | 0.89  | 0.97  | 0.82  | 0.87   |

厚生省水道環境部調べ

第2-1-10表 年平均1か月間の消費支出総額における水道料金

第2-1-10表 年平均1か月間の消費支出総額における水道料金  
(単位:円, %)

| 年 度    | 35     | 40     | 45     | 50      | 54      |
|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 消費支出総額 | 31,276 | 51,832 | 82,792 | 160,475 | 219,081 |
| 水道料金   | 153    | 244    | 421    | 752     | 1,537   |
| 構成比    | 0.5    | 0.5    | 0.5    | 0.5     | 0.7     |

資料:総理府統計局「家計調査年報」  
(注)人口5万人以上の都市世帯を対象

厚生白書(昭和56年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第1章 水道の整備

##### 第3節 広域的な水道整備の促進

#### 1 広域化の必要性

水道の普及率は54年度末で全国平均91.0%に達しており、水道は国民生活の中にその基盤をなす施設の一つとして定着している。このような日常生活に不可欠な水道水の供給にあっては、ナショナルミニマムとして国民が等しく適正な負担でサービスを受けられることを目標とすることが必要とされる。

しかしながら、今日水道を取り巻く状況は極めて厳しく、将来の水道水源の確保、河川水質の汚濁に伴う水質管理体制の整備、料金格差の是正等種々の問題を抱えている。これら諸問題の解決策として、今後水道事業を広域的な観点から計画的に整備し、十分な技術的、財政的基盤を有する事業体として、育成していくことが必要となっている。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第3節 広域的な水道整備の促進

2 広域水道の現状

41年の公害審議会における水道広域化の答申以後、42年度から広域水道施設に対する国庫補助が始められ、各地に広域的な水道の整備が進められてきた。その後52年の水道法改正においては水道の広域的な整備を円滑に推進するため都道府県知事は、当該地域の地方公共団体の要請に応じて関係地方公共団体と協議し、かつ、当該都道府県の議会の同意を得て広域的な水道整備計画を策定することとなり、これら広域的な水道整備計画に基づく事業も逐次開始されている。現在広域水道は相当数に上っているが、その具体的な形態は、1)住民に対する水道水の供給(水道事業)は従来どおり市町村が行い、これら市町村の水道事業が必要とする用水の供給(水道用水供給事業)を都道府県が行うもの。2)都道府県が当該区域の全部又は一部について水道事業として水を供給するもの。3)市町村が一部事務組合を設置して水道用水供給事業を行うもの。4)市町村が一部事務組合を設置して水道事業を行うものの4つに大別できる(第2-1-11表)。こうした水道事業の広域化の主要な契機は水源の取得難であることが多い。

第2-1-11表 広域水道事業数の動向

第2-1-11表 広域水道事業数の動向

| 種別       | 事業主体   | 年度 |    |    |    |    |
|----------|--------|----|----|----|----|----|
|          |        | 35 | 40 | 45 | 50 | 54 |
| 水道用水供給事業 | 都道府県   | 1  | 8  | 22 | 41 | 41 |
|          | 一部事務組合 | 4  | 6  | 11 | 29 | 35 |
| 水道事業     | 都道府県   | 2  | 6  | 12 | 10 | 10 |
|          | 一部事務組合 | 16 | 28 | 47 | 65 | 71 |

厚生省水道環境部調べ

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第1章 水道の整備

##### 第3節 広域的な水道整備の促進

#### 3 広域的水道整備計画

52年の水道法改正により盛り込まれた広域的水道整備計画に関する規定によれば,当該計画において水道の広域的な整備に関する基本方針,広域的水道整備計画の区域に関する事項,水道施設の配置等施設整備に関する事項,施設及び水質の維持管理に関する事項,水道の整備に係る財政計画等が定められることとなっている。

なお,55年度までに愛知県愛知地域,福岡県福岡地域等34地域について広域的水道整備計画が策定されている(第2-1-12表)。

#### 第2-1-12表 水道整備基本構想及び広域的水道整備計画策定状況

第2-1-12表 水道整備基本構想及び広域的水道整備計画策定状況

(56年3月31日現在)

| 水道整備基本構想策定済の都道府県名 | 広域的水道整備計画策定地域名<br>( )内は策定年度    |
|-------------------|--------------------------------|
| 北海道               | 北空知(53)                        |
| 青森                | 津軽圏域中央部(54)                    |
| 宮城                | 南部(51), 石巻(55)                 |
| 山形                | 村山(51), 置賜(53), 庄内(55), 最上(55) |
| 茨城                | 県南(54), 県西(55)                 |
| 群馬                | 県央(52)                         |
| 埼玉                | 北部(51)                         |
| 千代田               | 西部(55)                         |
| 神奈川               | 東部(55)                         |
| 新潟                | 新潟(54), 上越(54), 魚沼(54)         |
| 石川                | 加賀・能登南部(55)                    |
| 山梨                | 峡北(55)                         |
| 長野                | 上伊那(55)                        |
| 静岡                | 大井川(53), 遠州(54)                |
| 愛知                | 愛知(55)                         |
| 三重                | 南部(52)                         |
| 滋賀                | 湖南(51)                         |
| 大阪                | 府下周辺(54)                       |
| 兵庫                | 瀬戸内東南部(53)                     |
| 島根                | 中部(54)                         |
| 広島                | 広島(53)                         |
| 山口                | 山口・小郡(53)                      |
| 香川                | 香川県(55)                        |
| 愛媛                | 宇和島市外1市8町(54改正)                |
| 福岡                | 福岡(55)                         |
| 佐賀                | 東部(51)                         |

厚生省水道環境部調べ

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第4節 水道の維持管理の強化

1 水質管理の重要性

清浄な水を供給することは、水道に課せられた使命であり、水質管理はこの使命を果たす上で重要である。水質管理には、河川、湖沼、地下水等原水の水質管理及び送水、配水、給水過程の水質管理がある。

水道原水は、表流水と地下水とに大別されるが、一般に地下水は水質の変動が少ないので原水の水質管理の問題は、主として表流水に係るものが多い。特に、我が国の水道水の需要は、この10数年急激な増加を示し、それに伴って河川水等の表流水への依存率も上昇しており、表流水における水質管理は重要である。厚生省の調査結果では、41年以降の水質汚濁、汚染による被害の状況は、第2-1-13表のとおりとなっている。49年以降は、水質汚染事故により被害を受けたものに限定して集計したものであるが、水道の被害は依然として跡をたたない。

第2-1-13表 水道水源の水質汚濁、汚染により被害を受けた水道数の経年変化

第2-1-13表 水道水源の水質汚濁、汚染により被害を受けた水道数の経年変化

(か所)

| 年度又は年  | 上水道 | 簡易水道 | 専用水道 | 計   | 用水供給 |
|--------|-----|------|------|-----|------|
| 昭和41年度 | 69  | 24   | 4    | 97  | —    |
| 42     | 135 | 43   | 8    | 186 | —    |
| 43     | 156 | 28   | 7    | 191 | —    |
| 44     | 217 | 35   | 7    | 259 | —    |
| 45     | 229 | 38   | 10   | 277 | —    |
| 46     | 232 | 41   | 8    | 281 | —    |
| 47     | —   | —    | —    | —   | —    |
| 48年    | 194 | 43   | 12   | 249 | —    |
| 49     | 60  | 17   | 4    | 81  | 3    |
| 50     | 66  | 16   | 3    | 85  | 2    |
| 51     | 53  | 21   | 6    | 80  | 7    |
| 52     | 42  | 11   | 3    | 56  | 3    |
| 53     | 52  | 20   | 1    | 73  | 5    |
| 54     | 59  | 19   | 3    | 81  | 2    |

厚生省水道環境部調べ

(注) 48年までは、水質汚濁による水道被害として、水質汚染事故のほか、一般的な汚濁も含んでいる。49年度以降は、水質汚染事故に限定して調査したものである。

また、これを水源の種別で見ると、54年の調査結果では、表流水水源における被害が66%(65か所)を占めており、伏流水、地下水における被害に比べて圧倒的に件数が多い。

浄水過程における水質管理は、原水の水質に対応していかんして確実かつ効率的に水質基準に適合した水道水とするかという点にあり、また、この過程での水質管理では、赤水対策等給水過程における水質変化につ

いても配慮しなければならない。

送水,配水,給水の過程における水質管理ではクロスコネクション(誤接合)等による水質汚染や維持管理の不十分さに起因する赤水の発生等のないようにすることが重要である。また,ビル,マンション等においては,受水槽以下の施設の衛生管理も重要である。

このように,水道においては,最終目標である水道水の水質を水質基準に適合させるための原水から給水に至るまでの一貫した水質管理と受水槽等の管理の徹底が必要である。

なお,内外でその影響や制御方法の検討が進められている水道水中のトリハロメタンについて,水道事業者等において当面講ずべき措置が56年3月に定められたところであり,これに基づく新たな観点からの水質管理も必要となっている。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第1章 水道の整備

##### 第4節 水道の維持管理の強化

#### 2 水質管理体制の現状と将来の方向

##### (1) 水質検査体制の強化

##### 54年度被害水源別内訳

| 54年度被害水源別内訳 |     |     |   |
|-------------|-----|-----|---|
| 表流水         | 伏流水 | 地下水 | 他 |
| 65          | 10  | 21  | 3 |
| 計99件        |     |     |   |

厚生省水道環境部調べ

従来、多くの水道事業者は、水質検査を保健所、衛生研究所等への委託検査に依存してきたが、水道事業者自身による検査体制の充実が望まれるようになった。

このため、52年の水道法改正により、原則として水道事業者は定期及び臨時の水質検査を行うために必要な検査施設を設けなければならないこととなり、水道事業者自身による水質検査体制の整備が明確化された。

しかしながら、中小規模の水道事業にあっては、独自に水質検査設備を整備し、水質分析技術者を確保することには各種の制約から困難な面が多い。このため数事業が共同して検査体制を整備することが望まれる。

厚生省では、53年度から、特にこの目的で設置される水質検査センターに対する補助制度を設け、共同水質検査体制の整備の促進を図っている。

##### (2) 簡易事用水道に対する規則

従来の水道法では、ビル、マンション等の受水槽以下の給水設備については規制が及んでいなかったため、その管理が十分でなく、汚物が流入する等健康に対する障害やその他の衛生上好ましくない事例があった。このため、52年に水道法が改正され、簡易事用水道に関する規定が盛り込まれた。

簡易事用水道とは、1)水道事業の用に供する水道及び専用水道ではないこと、2)水源のすべてが水道事業の

供給する水であること,3)受水槽の容量が $20\text{m}^3$ を超えることという3つの要件を満たすものをいい,その設置者は,厚生省令に基づく維持管理を行い,また,1年以内ごとに1回,その管理について地方公共団体の機関又は厚生大臣の指定する者の検査を受けなければならないこととされた。その数は,54年度末において全国で41,432か所である。

---

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第1章 水道の整備

#### 第4節 水道の維持管理の強化

#### 3 漏水防止対策

---

54年度の水道水の無効水量は給水量の17.0%を占め、水資源の有効利用の観点からこの減少を図ることが重要な課題となっている。このため、従来より水道における漏水防止対策が行われてきたところであるが、近年における都市部を中心とした水需給のひっ迫を背景として漏水防止対策の一層の強化を図る必要が生じており、厚生省においても51年に漏水防止対策の強化について全国に通知し、水資源の効率的な使用の促進に努めることとしている。

この結果、有効率は上水道についてみると、50年度に81.1%であったものが、54年度には83.4%に向上しているが、更に漏水防止の徹底を図るため、今後とも適切な指導を行っていくこととしている。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第1章 水道の整備

##### 第4節 水道の維持管理の強化

#### 4 地震対策

---

水道施設は、国民生活、都市機能の維持等にとって基本的な施設であり、地震被災時においても給水機能は可能な限り確保されなければならない。このため、基幹施設の耐震化、主要施設の分散、予備施設及び多系統配水幹線の設置等、地震に対応した施設整備を進める必要があり、更に、地震による被災時の応急給水、応急復旧体制の整備等についても促進する必要がある。

このため、厚生省では、過去の地震被災の経験を踏まえた総合的な地震対策の指針として策定された「水道施設耐震工法指針・解説」を基礎とした積極的なり取組みを指導している。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第1章 水道の整備

##### 第5節 水源の確保

###### 1 概説

将来における水道水の需要の増加に対処し安定した給水を確保するため、ダム等水源開発施設の建設の一層の促進を図る必要がある。これらの水源開発施設の建設と併せて水道の広域化及び有効利用の推進等の方策を講ずるとともに、雑用水道等の新しい観点からの水供給方法を検討することによって、総合的に水道用水の需給バランスの改善を図っていくことが必要である。

また、55年度においては冷夏等の影響により、給水制限を行った水道事業は少なかったものの、53年度の異常渇水の例もあり、渇水時に行われる給水制限が市民生活及び都市機能等に多大の障害をもたらすことを踏まえ、各水道事業体において渇水時においても安全性及び安定性のある水源を確保すること及び区域内全域に均等な給水が可能な供給システムを確立することが重要な課題となっている。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第5節 水源の確保

2 水資源開発基本計画に基づく水源開発

水資源開発促進法に基づき利根川・荒川,淀川,筑後川等6水系については水資源開発基本計画を定め,関係機関の協議の下でその水源開発を進めている。水源開発施設の建設は水資源開発公団が中心となって実施しているが,厚生大臣が主務大臣となっている事業は第2-1-14表のとおりである。

第2-1-14表 55年度水資源開発公団事業実施一覧表

第2-1-14表 55年度水資源開発公団事業実施一覧表

| 水系名           | 事業名     | 水道の開発水量<br>(導水量)(m <sup>3</sup> /s) | 供給地域          | 工期<br>(年度) |
|---------------|---------|-------------------------------------|---------------|------------|
| 利根川及び<br>荒川水系 | 房総導水路   | 1.4                                 | 九十九里沿岸地域      | 45~60      |
|               | 東総用水    | 1.32                                | 銚子市及びその周辺     | 49~58      |
|               | 朝霞水路改築  | 16.6                                | 東京都           | 51~57      |
|               | 埼玉合口二期  | 3.1                                 | 埼玉県及び東京都      | 53~59      |
|               | 霞ヶ浦用水   | 0.58                                | 茨城県西部         | 54~61      |
| 木曾川水系         | 木曾川総合用水 | 19.13                               | 岐阜県, 愛知県, 三重県 | 39~57      |
|               | 三重用水    | 1.0                                 | 三重県           | 39~59      |
| 筑後川水系         | 福岡導水    | 約2                                  | 福岡市及びその周辺     | 48~58      |

厚生省水道環境部調べ

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第1章 水道の整備

##### 第5節 水源の確保

#### 3 既存水利の活用

---

農地の宅地化等により農業用水に余剰水が発生する地域においては、これを水道用水として活用を図る事例が増加している。46年度以降55年度末までに1級河川において河川法上の手続きを終え、農業用水から水道用水等への水利転用を行ったものは全国で39件(水道用水分31件)、転用水量 $11.6\text{m}^3/\text{s}$ (水道用水分 $10.3\text{m}^3/\text{s}$ )となっている。

水利転用を行うに当たっては、転用水量の決定、水質及び費用負担等の問題について当事者間の調整に時間を要する場合が多く、これを円滑に推進するため、50年度よりモデル地区において調査を実施して、水道用水への転用のルールの確立に努めている。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第1章 水道の整備

##### 第5節 水源の確保

#### 4 新しい水源開発

##### (1) 雑用水道

雑用水道は水需給がひっ迫し、かつ、水資源開発施設の建設が限界に達しつつある地域においては有効な水源対策の一つである。

日本住宅公団芝山団地(船橋市)、サンシャインビル(東京都)等において既に雑用水道施設の運転を開始している事例があり、今後も水需給のひっ迫地域において更に施設建設の必要性が高まる傾向にある。

厚生省では、誤飲・誤使用のおそれ及び使用者の抵抗感が比較的少なく、その使用水量が多い水洗便所用水を中心として、雑用水道の普及を図ることが適当であるとして、56年4月再利用水を原水とする雑用水道の水洗便所用水について暫定水質基準を設定し、雑用水道の安全性を確保すべく指導することとしている。

また、雑用水道に関する各種の調査研究については、50年度より実施しているが54年度にまとめた雑用水道の理念、普及のための方策等の基本的な考え方に沿って、55年度には用途別処理技術及び費用分析に関する調査を行い、56年度には用途別水質基準、構造基準、維持管理基準の作成のための調査を行うこととしている。

##### (2) 海水淡水化

海水の淡水化は、ダム等の水源開発に比べコストは割高となるが、離島等の水源のひっ迫した地域にあっては、有効な水道水源対策の一つである。

我が国における実用化の例は徐々に増えつつあり、56年1月1日現在、28か所、淡水化能力10,650m<sup>3</sup>/日の施設が稼働している。

近年における海水の淡水化技術の進歩は目ざましく、今後もコストの低減化、省エネルギー等の観点から、さらに技術開発が推進されることが期待される。

厚生省では、これまでの沖縄本島を対象とした蒸発法による海水淡水化施設の導入についての調査に加え、55年度より逆浸透法による海水淡水化について調査を行っている。

##### (3) その他

恒久的な水源対策に加え、渇水時あるいは、地震等災害時における必要な給水を確保するため、54年度より、渇水の生じやすい島しょ部及び都市を選び、渇水時用水源の確保及び渇水時における公平な給水システムの確立等について調査を行っている。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第1章 水道の整備

##### 第5節 水源の確保

#### 5 水道水の有効利用の推進

---

水需給のひっ迫地域において、今後の水需要増に対処するためには、従来のように供給量の増大を図ることが困難であるため、水需要の増大の抑制や、水利用構造の合理化等水道水の有効利用の推進の必要が生じている。そこで水道週間等の機会を通じて国民各層に対しこれに関するPRを実施している。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第2章 廃棄物の処理

##### 第1節 概説

45年に従来の清掃法が全面改正され、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的として廃棄物の処理及び清掃に関する法律が制定され、更に52年3月には、産業廃棄物の監督体制の強化について改正が行われる等制度の充実が図られた。この法律により廃棄物は産業廃棄物とそれ以外の一般廃棄物とに区別され、それぞれ事業者及び市町村の処理責任の下に処理体系が整備されてきたところであるが、廃棄物の処理の現状は、必ずしも万全とはいえず、廃棄物の減量化の促進、最終処分場の確保をはじめとする諸問題が山積している。

このため、56年の第94回国会においては、大都市圏における廃棄物の広域的処理を目的とする広域臨海環境整備センター法が制定され、また、廃棄物処理施設の計画的整備を図るため、第5次廃棄物処理施設整備計画を策定すべく廃棄物処理施設整備緊急措置法の部改正が行われた。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第2節 一般廃棄物

1 一般廃棄物の処理状況

し尿,ごみなどの主として国民の日常生活に伴って生じる「一般廃棄物」の処理については,市町村が処理計画を策定し,それに従った処理が行われている。一般廃棄物のうち,し尿処理の状況は第2-2-1表のとおりである。

第2-2-1表 し尿処理の状況

第2-2-1表 し尿処理の状況

| 年 度        |                        | 48          | 49           | 50      | 51           | 52      | 53           | 54      |              |         |              |         |              |         |              |      |
|------------|------------------------|-------------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|------|
| 全          | 計画処理区域内人口(千人)          | 106,645     | 110,034      | 111,554 | 112,589      | 113,904 | 115,140      | 116,274 |              |         |              |         |              |         |              |      |
|            | 水洗化人口                  | 公共下水道(千人)   | 14,787       | 16,782  | 18,832       | 20,387  | 21,963       | 23,842  | 24,945       |         |              |         |              |         |              |      |
|            |                        | し尿浄化槽(千人)   | 13,431       | 15,597  | 17,532       | 19,040  | 21,206       | 23,622  | 25,239       |         |              |         |              |         |              |      |
|            | 計 (千人)                 | 28,218      | 32,379       | 36,364  | 39,427       | 43,169  | 47,464       | 50,184  |              |         |              |         |              |         |              |      |
| 非水洗化人口(千人) |                        | 78,427      | 77,655       | 75,190  | 73,162       | 70,735  | 67,676       | 66,090  |              |         |              |         |              |         |              |      |
| 国          | 計画処理区域内のくみ取りし尿総量(kl/日) | 108,493     | (%)<br>100.0 | 106,637 | (%)<br>100.0 | 106,893 | (%)<br>100.0 | 108,680 | (%)<br>100.0 | 110,196 | (%)<br>100.0 | 115,553 | (%)<br>100.0 | 117,107 | (%)<br>100.0 |      |
|            | くみ取りし尿の内訳              | 下水道マンホール等投入 | 5,307        | 4.9     | 6,088        | 5.7     | 5,753        | 5.4     | 7,170        | 6.6     | 6,803        | 6.2     | 6,458        | 5.6     | 6,350        | 5.4  |
|            |                        | 計画収集量       | 62,775       | 57.9    | 65,279       | 61.2    | 67,384       | 63.1    | 69,211       | 63.7    | 72,567       | 65.9    | 78,953       | 68.3    | 81,402       | 69.5 |
|            |                        | 農村還元等       | 4,395        | 4.1     | 4,011        | 3.8     | 3,559        | 3.3     | 3,540        | 3.2     | 2,865        | 2.6     | 3,060        | 2.6     | 3,089        | 2.6  |
|            |                        | 海洋投入        | 12,975       | 12.0    | 13,490       | 12.7    | 13,263       | 12.4    | 12,915       | 11.9    | 12,586       | 11.4    | 12,433       | 10.8    | 12,937       | 11.1 |
|            |                        | 計           | 85,452       | 78.9    | 88,868       | 83.4    | 89,959       | 84.2    | 92,836       | 85.4    | 94,821       | 86.1    | 100,904      | 87.3    | 103,778      | 88.6 |
|            | 自家処理量                  | 23,041      | 21.1         | 17,769  | 16.6         | 16,934  | 15.8         | 15,844  | 14.6         | 15,378  | 13.9         | 14,649  | 12.7         | 13,329  | 11.4         |      |

厚生省水道環境部調べ  
(注) くみ取りし尿量は,年間の総量を365で割り,日量換算したものである。

処理区域人口は,55年3月31日現在,対総人口比率で99.7%に達している。また,水洗化人口はここ数年間は毎年約300~400万人増加し,55年3月31日現在,約5,018万人に達している。また,計画収集量と自家処理量を合わせた量のうち,し尿処理施設又は下水道投入により処理されるし尿の割合をし尿処理施設等処理率と呼び,これは前年度に比べ約1.0%増加し,55年3月31日現在,74.9%に達している。これについては,公衆衛生上及び生活環境の保全のため今後ともその比率を高めていく必要がある。

下水道未整備地域において,水洗便所を設置しようとする際にはし尿浄化槽を設置することになるが,最近の国民の水洗便所に対する要望の高まりにつれて,し尿浄化槽の設置数の増加には著しいものがある。し尿浄化槽設置数の経年変化は第2-2-2表のとおりである。

第2-2-2表 し尿浄化槽の設置数

第2-2-2表し 尿浄化槽の設置数

|             | 設 置 数        |              |              |              |              |              |              |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|             | 49年3月        | 50年3月        | 51年3月        | 52年3月        | 53年3月        | 54年3月        | 55年3月        |
| 0～20人槽未満    | 1,121,278(基) | 1,349,583(基) | 1,628,933(基) | 1,940,978(基) | 2,273,672(基) | 2,637,379(基) | 2,996,204(基) |
| 21～100      | 371,147      | 401,844      | 426,284      | 448,973      | 484,768      | 529,985      | 567,052      |
| 101～300     | 84,905       | 88,870       | 93,070       | 94,094       | 96,280       | 121,846      | 124,985      |
| 301～500     | 17,850       | 19,132       | 20,768       | 20,849       | 22,700       |              |              |
| 小 計         | 1,595,180    | 1,859,429    | 2,169,055    | 2,504,894    | 2,877,420    | 3,289,210    | 3,688,241    |
| 501～1,000人槽 | 4,986        | 5,232        | 5,817        | 5,915        | 6,180        | 6,391        | 6,627        |
| 1,001～2,000 | 1,695        | 1,995        | 2,236        | 2,408        | 2,539        | 2,680        | 2,855        |
| 2,001～3,000 | 473          | 547          | 644          | 666          | 706          | 781          | 860          |
| 3,001～4,000 | 170          | 197          | 215          | 255          | 272          | 283          | 293          |
| 4,001～5,000 | 90           | 101          | 111          | 123          | 124          | 128          | 137          |
| 5,001人槽以上   | 226          | 331          | 384          | 427          | 461          | 477          | 511          |
| 小 計         | 7,640        | 8,403        | 9,407        | 9,794        | 10,282       | 10,740       | 11,283       |
| 合 計         | 1,602,820    | 1,867,832    | 2,178,462    | 2,514,688    | 2,887,702    | 3,299,950    | 3,699,524    |

厚生省水道環境部調べ

55年3月31日現在約370万基で、前年度に比べ12.1%の伸びを示している。

また、人槽規模別設置数では20人槽以下の小規模のものが全体の81.0%を占めている。

次に、ごみ処理の状況は第2-2-3表のとおりである。ごみ処理については一般的に焼却することにより減量・安定化し、焼却残灰を埋立てる方法を採用している。

第2-2-3表 ごみ処理の状況

第2-2-3表 ごみ 処理 の 状 況

| 年 度                  | 48            |              | 49     |              | 50     |              | 51     |              | 52     |              | 53     |              | 54     |              |      |
|----------------------|---------------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|------|
|                      | 計画処理区域内人口(千人) | 106,645      |        | 110,034      |        | 111,554      |        | 112,589      |        | 113,904      |        | 115,073      |        | 116,173      |      |
| 1人1日当たり排出量(g)        | 891           |              | 765    |              | 781    |              | 776    |              | 793    |              | 809    |              | 824    |              |      |
| 人の日常生活に伴って生ずるごみの総排出量 | 95,052        | (%)<br>100.0 | 84,205 | (%)<br>100.0 | 87,167 | (%)<br>100.0 | 87,406 | (%)<br>100.0 | 90,285 | (%)<br>100.0 | 93,110 | (%)<br>100.0 | 95,746 | (%)<br>100.0 |      |
| 内 計 画 収 集 量          | 焼 却           | 45,107       | 47.5   | 45,983       | 54.6   | 50,380       | 57.8   | 52,915       | 60.6   | 57,140       | 63.3   | 59,781       | 64.2   | 62,417       | 65.2 |
|                      | 埋 立           | 32,003       | 33.7   | 25,430       | 30.2   | 24,461       | 28.1   | 23,529       | 26.9   | 23,726       | 26.3   | 24,260       | 26.1   | 24,047       | 25.1 |
|                      | 高速たい肥化        | 249          | 0.3    | 200          | 0.2    | 157          | 0.2    | 214          | 0.3    | 227          | 0.3    | 195          | 0.2    | 199          | 0.2  |
|                      | たい肥化          | 20           | 0.0    | 11           | 0.0    | 17           | 0.0    | 11           | 0.0    | 22           | 0.0    | 19           | 0.0    | 66           | 0.1  |
|                      | 銅 料           | 23           | 0.0    |              |        |              |        |              |        |              |        |              |        |              |      |
|                      | そ の 他         | 1,582        | 1.7    | 1,049        | 1.3    | 1,258        | 1.4    | 995          | 1.1    | 1,288        | 1.4    | 1,559        | 1.7    | 2,271        | 2.4  |
| 計                    | 79,047        | 83.2         | 72,673 | 86.3         | 76,273 | 87.5         | 77,664 | 88.9         | 82,403 | 91.3         | 85,814 | 92.2         | 89,000 | 93.0         |      |
| 自 家 処 理 量            | 16,005        | 16.8         | 11,532 | 13.7         | 10,894 | 12.5         | 9,742  | 11.1         | 7,882  | 8.7          | 7,296  | 7.8          | 6,746  | 7.0          |      |
| 直 接 搬 入 量            | 27,186        |              | 25,698 |              | 28,039 |              | 23,912 |              | 23,490 |              | 25,225 |              | 26,158 |              |      |

厚生省水道環境部調べ

54年度末においては、計画収集量のうち焼却処理されたものの割合は約70.1%である。

また、ごみ、し尿の処理に当たっては、大気汚染、水質汚濁等の二次的環境汚染を生じないように排ガス、排水の処理等には十分留意する必要があり、これについては55年度においても助成を強化してきたところである。

一般廃棄物収集の事業形態は第2-2-4表のとおりである。収集事業は各市町村の歴史的、社会的背景等の相違から様々な事業形態がとられているが、一般的にみてし尿に関しては許可業者、また、ごみに関しては市町村直営の事業形態が中心となっている。

第2-2-4表 一般廃棄物収集の事業形態

第2-2-4表 一般廃棄物収集の事業形態(54年度)

|             | し尿(kl/日) | ごみ(t/日) |
|-------------|----------|---------|
| 地方公共団体によるもの | 13,513   | 58,164  |
| (直営)        | 31,216   | 22,521  |
| (委託)        |          |         |
| 許可業者によるもの   | 60,023   | 7,980   |
| 計           | 104,752  | 88,665  |

厚生省水道環境部調べ

これらの廃棄物処理事業の実施に要する経費の全国統計は第2-2-5表に示すように、54年度で約1兆3,542億円にのぼっており、廃棄物処理の多様化、高度化に伴ない年々増大している。

第2-2-5表 廃棄物処理事業経費の推移

第2-2-5表 廃棄物処理事業経費の推移 (百万円)

| 年度        | 47      | 48      | 49      | 50      | 51      | 52        | 53        | 54        |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 廃棄物処理事業経費 | 365,534 | 539,957 | 662,478 | 739,176 | 856,067 | 1,013,062 | 1,161,149 | 1,354,180 |

厚生省水道環境部調べ

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第2節 一般廃棄物

2 一般廃棄物の処理対策

一般廃棄物処理施設の整備状況は第2-2-6表のとおりである。

第2-2-6表 一般廃棄物処理施設の状況

第2-2-6表 一般廃棄物処理施設の状況(着工ベース)

| し尿処理施設 |       |                   | ごみ処理施設 |       |         |
|--------|-------|-------------------|--------|-------|---------|
| 年度     | 処理場数  | 処理能力              | 年度     | 処理場数  | 処理能力    |
|        | か所    | k <sup>l</sup> /日 |        | か所    | t/日     |
| 40     | 792   | 45,321            | 40     | 1,409 | 20,736  |
| 45     | 956   | 67,088            | 45     | 1,293 | 53,998  |
| 50     | 1,022 | 89,805            | 50     | 1,718 | 114,559 |
| 51     | 1,010 | 94,126            | 51     | 1,750 | 126,981 |
| 52     | 1,229 | 97,659            | 52     | 2,013 | 129,651 |
| 53     | 1,251 | 99,676            | 53     | 2,040 | 139,467 |
| 54     | 1,253 | 103,107           | 54     | 1,999 | 145,203 |

厚生省水道環境部調べ

(注) 52年度以降については、処理施設数である。

55年度当初におけるし尿処理施設の処理能力は対前年度、3.4%増となっている。また、処理方式は嫌気性処理、好気性処理方式が中心で全体の約91%を占めている。

また、団地などで家庭雑排水とし尿とを合併処理する施設のうちで、地方公共団体が管理する地域し尿処理施設については55年3月31日現在、869か所、計画処理人口約162万人で前年度に対し施設数で約6%、人口で約11%の増加を示している。

し尿浄化槽の維持管理状況の検査を行う指定検査機関は、55年度末現在35都道府県44機関が指定されている。

ごみ処理施設のうち、ごみ焼却処理施設の55年度当初における処理能力は前年度の4.1%増となっている。処理方式については機械化バッチ方式、全連続方式が中心となっている。また、高速たい肥化施設数は15で、処理能力は630,t/日となっている。このほか、埋立処分地については第2-2-7表のとおりであり、残余容量は前年に比べ90%になっている。

第2-2-7表 埋立処分地の状況

第2-2-7表 埋立処分地の状況

| 年 度 | 埋立処分地数 |     |     |     |       | 全体面積<br>(千m <sup>2</sup> ) | 全体容量<br>(千m <sup>3</sup> ) | 残余容量<br>(千m <sup>3</sup> ) |
|-----|--------|-----|-----|-----|-------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
|     | 山 間    | 海 面 | 水 面 | 平 地 | 計     |                            |                            |                            |
| 51  | 1,616  | 34  | 87  | 942 | 2,679 | 51,427                     | 378,081                    | 244,623                    |
| 52  | 1,614  | 34  | 76  | 914 | 2,638 | 43,514                     | 331,899                    | 194,734                    |
| 53  | 1,707  | 39  | 59  | 872 | 2,677 | 51,946                     | 392,565                    | 239,191                    |
| 54  | 1,583  | 39  | 54  | 799 | 2,475 | 46,625                     | 425,761                    | 214,168                    |

厚生省水道環境部調べ

近年、資源エネルギーの節約、地域への福祉還元等を目的として、ごみ焼却処理施設の余熱利用が行われるようになってきている(第2-2-8表参照)。また、ごみ焼却余熱を利用した発電も推進されつつあり、55年10月現在49施設で14万8,400kmの発電設備が整備されている。

第2-2-8表 余熱利用の例

第2-2-8表 余熱利用の例

|              | 施設名            | 施設能力            | 廃 熱<br>ボイラー       | 供給対象               | 利用規模                | 備 考                           |
|--------------|----------------|-----------------|-------------------|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| 地域<br>冷暖房    | 札幌市<br>厚別清掃場   | 300 t/日<br>× 2基 | 30.2 t/H<br>× 2基  | 北海道地域暖房(熱供給事業者)    | 約70,000 t/年<br>(蒸気) | 発電も行っている。                     |
|              | 大阪市<br>森之宮清掃工場 | 300 t/日<br>× 3基 | 17 t/H<br>× 3基    | 大阪ガス(熱供給事業者)       | 約26,000 t/年<br>(蒸気) | 下水処理場、工場へも蒸気を送っている。           |
| 外部施設へ<br>熱供給 | 札幌市<br>発寒清掃工場  | 150 t/日<br>× 2基 | 9.85 t/H<br>× 2基  | 工場、温水プール           | 約6,200 t/年<br>(蒸気)  |                               |
|              | 川崎市<br>橋 清掃場   | 200 t/日<br>× 3基 | 24.45 t/H<br>× 3基 | 温水プール<br>市民プラザ     | 5 t/H<br>(蒸気)       | 発電も行っている。                     |
|              | 横浜市<br>港南工場    | 300 t/日<br>× 3基 | 35.9 t/H<br>× 3基  | 老人福祉センター、温水プール     | 2~2.5 t/H<br>(蒸気)   | 発電も行っている。                     |
|              | 東京都<br>葛飾工場    | 400 t/日<br>× 3基 | 58.8 t/H<br>× 3基  | 区民館、温水プール、老人いこいの家等 | 温 水 26.2<br>高温水 1.5 | 温水(t/H) 高温水[Gcal/H] 発電も行っている。 |
|              | 名古屋市<br>猪子石工場  | 200 t/日<br>× 3基 | 14.6 t/H<br>× 3基  | 温水プール、コミュニティセンター   | 1~2 t/H<br>(蒸気)     |                               |
|              | 福岡市<br>西部工場    | 150 t/日<br>× 3基 | 30 t/H<br>× 3基    | 老人福祉センター           | 1 t/H<br>(蒸気)       |                               |

厚生省水道環境部調べ

56年度における一般廃棄物処理施設の整備に関する国の財政措置については、地方公共団体に対する補助金として、し尿処理施設142億円、ごみ処理施設401億円、廃棄物処理施設排水・排ガス処理施設37億円、埋立処分地施設49億円、基幹的施設改良事業2億円、その他3億円、他省庁計上分25億円の計659億円が計上されており、前年に比べ0.5%増となっている。

また、モデル事業として行われている廃棄物の収集運搬のためのパイプライン施設整備事業に対して約2億4,000万円の補助金が計上されている。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第2章 廃棄物の処理

##### 第2節 一般廃棄物

#### 3 一般廃棄物に関する調査研究

##### (1) 55年度において実施した調査研究

###### ア ごみ埋立地に発生するねずみ,衛生害虫の生態学的,化学的防除に関する調査研究

ごみ埋立地における,ねずみ,ハエ等の衛生害虫の発生防止,不適正な薬剤の使用防止等が重要な問題となっている。このため,適切な衛生管理技術手法の確立を目的として,発生害虫の種構成及び生態特性並びにこれらの化学的防除方法を調査研究するものである。

55年度は初年度として,現地調査等により基礎データの収集,検討を行った。

###### イ 廃棄物処理施設計画にかかるアセスメント手法の策定に関する調査

本調査は,54年度から57年度の4ケ年で,廃棄物処理施設の円滑な整備に当たって,必要となる事業の効果及び環境影響に関するアセスメント手法の基本方針を検討するものであり,55年度は前年度に引き続き,ごみ焼却施設についてリアセスメントの調査,予測項目の検討を行った。

###### ウ 廃棄物処理施設の標準設計方法に関する調査

廃棄物処理施設の建設費の合理的な積算を可能にし,適正かつ効率的な施設整備の実施に資することを目的として,施設の規模,方式別及び排水・排ガス等に関する規制のレベル別に必要となる施設の性能・仕様を統一化し,標準的な設計方法,積算方法を指針化するため,必要な調査を行った。

###### エ 都市廃棄物のコンポスト処理方式の改善並びに農業利用に関する研究

廃棄物の有効利用を促進するためには,農業において利用価値の高いコンポストを供給できる体制の整備が必要である。この観点から,本研究では,51年度より多岐にわたる研究を行ってきたが,55年度はその最終年度として,コンポスト処理システムを計画立案する場合のケーススタディ等を行うとともに,高速堆肥

化処理施設構造指針(案)の作成を行った。

#### オ 廃棄物有効利用等調査

廃棄物の有効利用がますますその重要性を増している状況の中で有効利用方策を導入する際に留意すべき事項等を明らかにすること及び排出された廃棄物中の有価物を回収する資源回収業者の現状と問題点をは握することは、今後の廃棄物有効利用推進のため極めて重要と考えられる。このため、55年度においては有効利用方策導入に際しての問題点のは握・検討等を行うとともに、資源回収業者の状況等について調査した。

#### カ その他

上記以外の研究として55年度においては、「廃棄物排出原単位調査」、「家庭用合併浄化槽の嫌気性ろ過方式による高度処理に関する研究」等を実施し、今後の研究等の基礎資料を得た。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第3節 産業廃棄物

1 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物には、燃えがら、汚でい等19種類があり、その排出量は全国で年間およそ2億4,000万tにのぼると推定される(第2-2-9表)。この産業廃棄物を処理するため、処理体制の整備が進められているが、地域的な処理体制の基礎となるものとして、都道府県知事が定める処理計画がある。この処理計画では、当該都道府県の特性に応じた適切な処理体系の確立を目指している。この処理計画は全都道府県において策定済みである。

第2-2-9表 全国産業廃棄物排出量

第2-2-9表 全国産業廃棄物排出量(50年度)

| 種 類             | 排出量(千t/年) | 割 合(%) |
|-----------------|-----------|--------|
| 燃 え が ら         | 1,203     | 0.5    |
| 汚 で い           | 37,660    | 15.9   |
| 廃 油             | 2,289     | 1.0    |
| 廃 酸             | 9,872     | 4.2    |
| 廃 アル カ リ        | 14,435    | 6.1    |
| 廃 プ ラ ス チ ッ ク 類 | 1,480     | 0.6    |
| ゴ ム く ず         | 597       | 0.3    |
| 金 属 く ず         | 9,985     | 4.2    |
| ガラス及び陶磁器くず      | 2,870     | 1.2    |
| 動 植 物 性 残 渣     | 2,596     | 1.1    |
| 紙 く ず           | 991       | 0.4    |
| 木 く ず           | 7,890     | 3.4    |
| 織 維 く ず         | 204       | 0.1    |
| 鉄 鋳 さ い         | 60,950    | 25.8   |
| 建 設 廃 材         | 34,144    | 14.4   |
| 家 畜 糞 尿         | 41,184    | 17.4   |
| 家 畜 死 体         | 38        | 0.0    |
| ダ ス ト 類         | 8,101     | 3.4    |
| 合 計             | 236,489   | 100.0  |

厚生省水道環境部調べ

産業廃棄物の処理の形態には、事業者自らが行う処理、処理業者による処理、都道府県による広域的な処理、市町村による一般廃棄物とあわせての処理等がある。55年4月現在における産業廃棄物処理業者の許可件数は、第2-2-10表のとおりである。また、55年4月現在における産業廃棄物処理施設設置状況を設置主体別にみると第2-2-11表のとおりである。産業廃棄物処理施設の総設置数は7,828で、54年4月の7,157に比して着実に増加しており、処理体制の整備が進められていることがうかがわれる。

第2-2-10表 産業廃棄物処理業者許可件数

第2-2-10表 産業廃棄物処理業者許可件数(55年4月現在)

|       | 計      | 収集運搬のみ | 中間処理のみ | 最終処分のみ | 収集運搬及び中間処理 | 収集運搬及び最終処分 | 中間処理及び最終処分 | 収集運搬、中間処理及び最終処分 |
|-------|--------|--------|--------|--------|------------|------------|------------|-----------------|
| 件 数   | 26,188 | 23,226 | 264    | 171    | 1,393      | 843        | 41         | 250             |
| 割合(%) | 100.0  | 88.7   | 1.0    | 0.6    | 5.3        | 3.2        | 0.2        | 1.0             |

厚生省水道環境部調べ

第2-2-11表 産業廃棄物処理施設設置状況

第2-2-11表 産業廃棄物処理施設設置状況(55年4月現在)

| 施設の種 類         | 総 数         | 設 置 者      |            |            |
|----------------|-------------|------------|------------|------------|
|                |             | 事 業 者      | 処 理 業 者    | 公 共        |
| 汚でいの脱水施設       | 3,446       | 2,994      | 123        | 329        |
| 汚でいの乾燥施設       | 203         | 121        | 18         | 64         |
| 汚でいの焼却施設       | 427         | 360        | 44         | 23         |
| 廃油の油水分離施設      | 447         | 314        | 129        | 4          |
| 廃油の焼却施設        | 397         | 264        | 131        | 2          |
| 廃酸又は廃アルカリの中和施設 | 452         | 443        | 7          | 2          |
| 廃プラスチック類の破砕施設  | 105         | 40         | 64         | 1          |
| 廃プラスチック類の焼却施設  | 1,064       | 758        | 296        | 10         |
| コンクリート固型化施設    | 100         | 55         | 44         | 1          |
| 水銀含有汚でいのばい焼施設  | 7           | 3          | 4          | 0          |
| シアンの分解施設       | 410         | 373        | 19         | 18         |
| 小 計            | 7,058       | 5,725      | 879        | 454        |
| しゃ断型最終処分場      | 21          | 17         | 4          | 0          |
| 安定型最終処分場       | 217         | 53         | 154        | 10         |
| 管理型最終処分場       | 532<br>(40) | 220<br>(2) | 239<br>(6) | 73<br>(32) |
| 小 計            | 770         | 290        | 397        | 83         |
| 合 計            | 7,828       | 6,015      | 1,276      | 537        |

厚生省水道環境部調べ

(注) ( )内は、一般廃棄物と産業廃棄物とをあわせて処分している処分場の数である。

産業廃棄物の処理は廃棄物の処理及び清掃に関する法律上事業者の責任とされているが、市町村又は都道府県が、広域的に処理することが適当である等の判断から、自ら処理する必要があると認める場合にあっては、産業廃棄物の処理をその事務として行うことも認められている。

更に、今日、産業廃棄物の処理について事業者自身による処理や処理業者による処理をもってしては解決困難な問題が生じつつあり、地方公共団体が地域環境保全等の観点から産業廃棄物の処理に関与する事例が増加しており、55年4月現在、公共関与による産業廃棄物処理事業は、23都府県、18市(うち政令市9)において行われている(第2-2-12表)。

第2-2-12表 公共関与による産業廃棄物の処理の状況

第2-2-12表 公共関与による産業廃棄物の処理の状況

(55年4月現在)

| 地方公共団体名     | 事業主体                   | 事業開始(予定)時期                     | 出資金          | 事業内容  | 備考           | 地方公共団体名      | 事業主体                 | 事業開始(予定)時期                     | 出資金          | 事業内容  | 備考           |
|-------------|------------------------|--------------------------------|--------------|---|--------------|--------------|----------------------|--------------------------------|--------------|---|--------------|
| 宮城県         | (財)宮城県廃棄物処理公社          | 54年7月                          | 万円<br>50,000 | 産業廃棄物の埋立処分  | 第3セクター       | 兵庫県・<br>尼崎市等 | (財)兵庫県阪神環境事業公社       | 52年9月                          | 万円<br>30,000 | 廃棄物の埋立処分  | 県、阪神6市の出資    |
| 秋田県         | (財)秋田県環境保全公社           | 51年10月                         | 3,980        | 県内の中小企業から排出される産業廃棄物の処理業務(焼却・破碎・埋立)                  | 第3セクター(管理委託) | 岡山県          | (財)岡山県環境保全事業団        | 54年4月                          | 162,650      | 産業廃棄物の埋立処分  | 第3セクター       |
| 福島県         | (財)福島県環境保全公社           | 56年4月                          | 12,000       | 産業廃棄物の埋立処分  | 第3セクター       | 広島県          | —                    | 54年9月                          | —            | コンクリート固型化物の埋立処分   | 直営           |
| 栃木県         | (財)栃木県環境保全公社           | 未定                             | 2,500        | —   | —            | 香川県          | (財)香川県環境保全公社         | 未定                             | 20,000       | 未定  | 第3セクター       |
| 埼玉県         | (財)埼玉県環境保全公社           | 51年6月                          | 1,000        | 産業廃棄物の埋立処分  | 公社単独事業(県の出資) | 高知県          | (社)高知県農業用廃プラスチック処理公社 | 49年8月                          | 6,835        | 農業用廃プラスチック類の再生利用  | 第3セクター       |
| 千葉県         | (財)千葉県都市公社             | 56年度中                          | 100          | 産業廃棄物の埋立処分  | 公社単独事業(県の出資) | 福岡県・<br>北九州市 | (株)ひびき瀬開発株式会社        | 55年2月                          | 30,000       | 廃棄物の埋立処分  | 第3セクター       |
| 東京都         | 中央防波堤外側埋立処分場           | 53年4月                          | —            | 埋立処分  | 直営           | 長崎県          | (株)長崎県不燃物処理センター      | 未定                             | 5,700        | 会社業務凍結中   | 第3セクター       |
| 新潟県         | (株)新潟県スラッジ処理公社         | 51年10月                         | 6,967        | 有害産業廃棄物であるメッキ汚でい等のコンクリート固型化処理の無害化安定事業               | 第3セクター       | 大分県          | (株)エスプレス大分           | 46年8月                          | 1,000        | 産業廃棄物の埋立処分<br>中間処理<br>(圧縮アスファルト)<br>梱包<br>コンクリート<br>固型化 | 県、他2市出資      |
| 福井県         | (財)福井県産業廃棄物処理公社        | 53年12月                         | 500          | 産業廃棄物の埋立処分<br>中間処理(焼却・破碎・固型化)                       | 県・福井市出資      | 川崎市          | (財)川崎市産業廃棄物処理事業団     | 55年7月                          | 69,000       | 産業廃棄物の中間処理(焼却)  | 第3セクター       |
| 山梨県         | (社)山梨県農業用廃プラスチック処理センター | 51年11月                         | 2,500        | 農業用廃プラスチック類の再生利用                                    | 第3セクター       | 静岡市          | (財)静岡市清掃公社           | 47年5月                          | 500          | 収集・運搬<br>{汚でい<br>もえがら                                   | 市の出資         |
| 長野県         | (財)長野県環境保全公社           | 48年7月                          | 1,000        | 有害・無機汚でいの中間処理                                       | 県の出資         | 宇治市          | (財)宇治廃棄物処理公社         | 53年6月                          | 1,000        | 廃棄物の埋立処分  | 市の出資         |
| 愛知県         | (財)愛知県環境保全公社           | (知多)<br>47年5月<br>(豊田)<br>51年7月 | 1,000        | 1. 知多環境保全センター(廃油の油水分離焼却)<br>2. 豊田環境保全センター(産業廃棄物の埋立) | 県の出資         | 大津市          | (財)大津市産業廃棄物処理公社      | 未定                             | 500          | 産業廃棄物の埋立処分<br>中間処理<br>(焼却・破碎)                           | 市の出資         |
| 三重県         | (社)三重県環境保全事業団          | 52年9月                          | 8,790        | 産業廃棄物の埋立処分  | 第3セクター       | 神戸市          | 長尾山埋立処分地・布施畑埋立処分地    | 長尾山<br>43年10月<br>布施畑<br>47年11月 | —            | 廃棄物の埋立処分  | 直営           |
| 京都府・<br>京都市 | (株)京都産業サービス株式会社        | 未定                             | 49,500       | 産業廃棄物の中間処理  | 第3セクター       | 広島市          | 瀬野川町埋立地              | 49年5月                          | —            | 廃棄物の埋立処分  | 直営           |
| 大阪府・<br>大阪市 | (財)大阪産業廃棄物処理公社         | 49年2月                          | 1,000        | 産業廃棄物の埋立処分<br>しゅんせつ土砂等の中間処理                         | 府・大阪市出資      | 福岡市          | 福岡市廃油中継所             | 49年7月                          | 3,300        | 廃油の中継業務   | 直営<br>(管理委託) |
|             |                        |                                |              |   |              | 北九州市         | 北九州市公共埋立処分場          | 47年4月                          | —            | 廃棄物の埋立処分  | 直営<br>(管理委託) |

厚生省水道環境部調べ

このような状況にかんがみ厚生省においては、生活環境審議会廃棄物処理部会産業廃棄物専門委員会を中心に今後の産業廃棄物行政のあり方について具体的な検討を進めているところである。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第2章 廃棄物の処理

##### 第3節 産業廃棄物

#### 2 産業廃棄物の処理対策

##### (1) 産業廃棄物に係る実態調査

53年度に行った産業廃棄物処理処分状況実態調査によって各種の産業廃棄物処理施設において産業廃棄物が中間処理、最終処分される量を全国調査し、その実態をは握したが、更に厚生省は、54年度及び55年度に未指定産業廃棄物処理施設精密実態調査を行った。この調査では、規制の必要な施設の指定並びに施設基準の制定を行うための資料を得ることを目的としたものである。

##### (2) 産業廃棄物設置化指導計画

産業廃棄物の最終処分場の新規確保が極めて困難な事態となっているため、産業廃棄物の減量化を指導することが緊急な課題となっている。55年度においては54年度に引き続き厚生省では産業廃棄物の減量化を推進させるために、モデル県を選定し、これらの県で自らの地域の実情に即した減量化指導を行うことを目的とした減量化指導基本計画を策定させ、この基本計画を全都道府県にモデルとして提示し各都道府県における計画策定の促進を図った。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第2章 廃棄物の処理

##### 第3節 産業廃棄物

### 3 産業廃棄物に係る調査研究

厚生省では産業廃棄物の処理に関する調査研究を毎年度実施しているが、55年度は、前年度までに実施した産業廃棄物の処理に関する各種の調査研究の成果を踏まえて産業廃棄物の適正な処理を更に推進し、より具体的、実用的な指針を策定するために、次の4つの調査研究を行った。

#### 1) 産業廃棄物オリジン・デスティネーション調査

不適正処理が問題となっているベントナイト汚でい等の建設廃棄物について、その発生から中間処理を経て最終処分される間を、流通経路をたどり物流を一貫して調査し、適正処理確保のための効果的かつ合理的な処理指針を策定した。

#### 2) 埋立多量依存型産業系における産業廃棄物再生利用阻害要因除去システムの確立に関する総合研究

埋立多量依存型産業系に係る産業廃棄物について、再生品市場形成過程での既存業者との調整、品質向上のための再生技術の開発及び製造・流通・消費に係る企業群による消費後廃棄物回収問題等を中心に、これら廃棄物の再生利用の阻害要因を除去するためのシステムの確立を総合的に研究した。

#### 3) 海面埋立における浸透防止工法に関する研究

海面埋立地の特性に応じた浸透防止工法の研究が従来必ずしも十分でないので、本研究では、全国各地で実施されている海面埋立の実施例を調査し、種々の条件下における護岸の透水性について実験、検討を行い、現実の施設における実測値をもとに、海面埋立をする際の浸透防止に関する技術の開発を行うものである。55年度は、53、54年度の成果を踏まえて、設計の基礎となる技術的事項の整理を行った。

#### 4) 公共関与による産業廃棄物処理事業方式の確立に関する研究

産業廃棄物の処理に関して、現下の状況では、事業者処理責任のみでは適正な処理が望めない場合があり、必要に応じて公共関与による処理も求められている。産業廃棄物処理におけるこのような公共関与について、今後の政策立案の資料とするために、その意義付け、あり方等についての基礎研究を行った。

第2-2-13表 首都圏・近畿圏における一般廃棄物の最終処分状況

第2-2-13表 首都圏・近畿圏における一般廃棄物の最終処分状況(53年度)  
(単位:千人,%)

| 区分  | 最終処分方法             |                    |                | 一部事務<br>組合の処<br>分場 | 他の地方<br>公共団体<br>の処分<br>場 | 業者の<br>処分場   | 無回答        | 合計              |
|-----|--------------------|--------------------|----------------|--------------------|--------------------------|--------------|------------|-----------------|
|     | 市町村の処分場            | 海面                 |                |                    |                          |              |            |                 |
|     | 自行政区<br>域内<br>(陸上) | 自行政区<br>域外<br>(陸上) | 海面             |                    |                          |              |            |                 |
| 首都圏 | 15,497<br>(52)     | 224<br>(1)         | 9,271<br>(31)  | 2,128<br>(7)       | 369<br>(1)               | 1,893<br>(6) | 155<br>(1) | 29,537<br>(100) |
| 近畿圏 | 8,341<br>(53)      | 268<br>(2)         | 4,084<br>(26)  | 1,335<br>(8)       | 306<br>(2)               | 1,504<br>(9) | 48<br>(0)  | 15,886<br>(100) |
| 合計  | 23,838<br>(52)     | 492<br>(1)         | 13,355<br>(29) | 3,463<br>(8)       | 675<br>(1)               | 3,397<br>(7) | 203<br>(0) | 45,423<br>(100) |

厚生省水道環境部調べ

(注) 調査対象は臨海都府県(首都圏:埼玉,千葉,東京,神奈川,近畿圏:大阪,兵庫)については全市町村,その他(首都圏:茨城県,栃木県,群馬県,近畿圏:滋賀県,京都府,奈良県,和歌山県)については全市とし,該当する人口でまとめた。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第2章 廃棄物の処理

##### 第4節 広域最終処分場計画の推進

###### (1) 大都市圏における廃棄物の処理の動向と課題

---

現在、首都圏、近畿圏等の大都市圏においては、人口、産業等が集中しているため、廃棄物の発生量、最終処分量は膨大なものとなっている。一方、これらの圏域においては、土地が高密度に利用されているため、廃棄物の最終処分場の確保が極めて困難となっており、廃棄物の適正処理を図るうえで重大な支障が生じている。

一般廃棄物の最終処分現況をみると、自己の行政区域内で陸上埋立処分が行えている市町村は、その人口の割合で見ると、首都圏で約52%(調査対象の人口比)、近畿圏約53%にすぎない。一方、首都圏、近畿圏とも既に約30%の人口に係る廃棄物が海面埋立処分に依存するような状況となっている(第2-2-12表)。

このような状況は将来ますます厳しくなることは明らかであり、今後の方向としては、行政区域をこえた圏域を一体とした広域的な対応を考えていかざるを得ない状況にある。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第2章 廃棄物の処理

#### 第4節 広域最終処分場計画の推進

##### (2) 広域最終処分場計画の推進

---

厚生省においては、大都市圏域における最終処分場確保の要請に対処するため、地方公共団体等が共同して利用する広域最終処分場計画いわゆるフェニックス計画を推進してきたところであり、53年度より首都圏及び近畿圏について、54年度より中部圏について、広域的な処理を要する廃棄物の量等の調査を行ってきたところである。

フェニックス計画については、地方公共団体の意見を踏まえ、55年度運輸省等関係省庁との協議を重ねた結果、大都市圏の港湾区域に広域処理場を整備することとし、その事業主体を地方公共団体等が共同して設立すること等を内容とする広域臨海環境整備センター法により、実施に移されることとなった。同法は、56年3月第94回国会に提出され、同年6月成立、公布された。56年度には近畿圏について同法に基づく広域臨海環境整備センターが設立され、広域処理場の整備事業に着手することが予定されている。また、上記3圏について厚生省において引き続き広域処分のための調査を行うこととしている。このため、56年度予算では、広域臨海環境整備センターの行う事業に対する補助として6,000万円、国直轄の調査費として1億1,000万円を計上している。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第2章 廃棄物の処理

##### 第5節 廃棄物処理の今後の方向

###### 1 一般廃棄物の処理

今後も増大多様化していく廃棄物を適正に処理することは、国民の公衆衛生の向上及び生活環境の整備を図る上で極めて重要な課題となっている。

このため、廃棄物の中間処理施設や最終処分場の整備等を強力に推進する必要がある。廃棄物処理施設整備緊急措置法に基づく第4次5か年計画(51年度から55年度)により、計画的にその整備を進めてきたところである。

しかしながら、なお十分とは言い難いので、今後とも引き続き計画的な施設整備を図るために、廃棄物処理施設整備緊急措置法を改正し、第5次5か年計画(56年度から60年度)が策定されることとなった。

なお、円滑な一般廃棄物処理施設の立地、建設を進め、一般廃棄物の適正処理を図るために、廃棄物処理施設による環境汚染の防止には万全を期す必要がある。環境アセスメントの重要性が今後ますます増大することになる。また、一般廃棄物処理施設立地に関する周辺対策も今後の課題となる。

###### (1) し尿処理

し尿の処理については、下水道の十分な整備にはまだ相当の年月を要することから、今後もし尿処理施設、地域し尿処理施設及びし尿浄化槽が相当の役割を果たすことになる。

雑排水とし尿とを合併処理する地域し尿処理施設については、地域的な水質汚濁の防止及び地域による衛生水準の格差是正のために今後とも、これまでと同様に緊急に整備を図る必要がある。

国民の水洗便所化に対する要望の高まりとともに急速な普及を示しているし尿浄化槽の維持管理のより一層の適正化のために、原則として厚生大臣の指定する者(指定検査機関)による毎年1回の維持管理状況の検査制度が55年1月から実施されたが、今後、この制度をより一層充実させる必要がある。更に、し尿浄化槽の構造基準の改正にあわせ、維持管理基準等が一部改正され、56年6月より施行されたが、今後とも都道府県・政令市における監視指導の徹底を図ることが必要である。

また、し尿浄化槽から排出される汚水は現在し尿処理施設で処理されているが、くみ取りし尿に対する混入率の高い施設にあっては、運転管理が困難になってきている例がみられるので、その適正な処理方式を検討中である。

その他、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全臨時措置法の改正により生活系排水も含めた水質総量規制の実施及び富栄養化対策の推進が図られ、これに対応してし尿処理施設における高度処理施設の設置を促進しているところであるが、これとともに生活系汚濁負荷の大部分が無処理放流されている雑排水によることから、地域し尿処理施設の整備を図ることが必要である。

###### (2) ごみ処理

現在,ごみ処理については,原則として焼却することにより減量化・安定化された後の焼却残灰を埋立てる方法を中心として処理体系が組み立てられており,他方でごみの減量化,再資源化を推進するため,住民に対する啓もう活動や分別収集の徹底等が進められているところであるが,今後ともごみの発生及び処理の各過程における再生利用施策を積極的に推進していく必要がある。

ごみ焼却施設については,環境保全の立場から,なお一層の排ガス対策を図る必要がある。このため従来から規制されているSO<sub>2</sub>,ばいじんに加えて,HCl,NO<sub>x</sub>についても対策が推進されているところである。

しかしながら,一部の廃棄物については現行の市町村の清掃事業体系においては,適正な処理が困難となっており,個々の市町村の技術的,経済的対応能力を考慮して,これらの廃棄物の適正処理に関して,今後とも検討を進める必要がある。

また,省エネルギーの観点及び廃棄物処理施設の周辺環境整備の観点から,焼却余熱による発電及び周辺施設に対する蒸気・温水の供給等を今後とも積極的に実施する必要がある。

最終処分場は,廃棄物の適正な処理を図るために,不可欠の施設であるが,首都圏等において,近年特に,その確保が困難となっているため,今後,広域臨海環境整備センター法により広域処理場の整備が考えられるほか,従来,分別収集されながらも直接埋立られることの多かった不燃物について,適正な処理を施し減量・減容化を図る必要がある。

そのほか,実験事業として実施しているごみ運搬用パイプライン施設整備事業については,技術的,経済的な評価を行い,検討を進めていくことが必要である。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第2章 廃棄物の処理

##### 第5節 廃棄物処理の今後の方向

#### 2 産業廃棄物の処理

---

第77回通常国会において成立した廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正法が52年3月15日より施行され、産業廃棄物の排出から最終処分に至るまでの責任の所在の明確化をはじめとする法的な体制の整備が行われた。もとより、産業廃棄物の処理体系は事業者処理責任の原則を踏まえて組み立てられているところであるが、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約等による海洋投入処分の規制の強化、最終処分用地確保難の深刻化等事業者の自己努力のみによってはその責任を果たすことが困難な事例を生じつつある。厚生省においても、産業廃棄物に関する発生状況、処理状況等のは握、産業廃棄物処理技術の研究開発及び評価並びに教育研修を行うこと等によって産業廃棄物の処理が適正に行われるような基盤づくりを積極的に進めるとともに、最終処分を必要とする産業廃棄物の減量化を図るため、産業廃棄物の発生量の削減や、再生利用・中間処理の促進を事業者、処理業者に対して指導していくこととしている。

---

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第1節 食品衛生の現状

1 国内の動向

(1) 食中毒の発生状況

我が国における食中毒の発生は、45年以降多少の増減はあったがほぼ横ばいの状況にあった。その中において、51年は気候条件等により、食中毒精密統計調査が開始された27年以来最低を記録したが、55年はほぼ例年並の発生状況となっている。

すなわち55年の食中毒の発生状況は、事件数が1,001件(対前年比14.3%減)、患者数3万2,737人(対前年比8.5%増)、死者23人(対前年比4.5%増)となっている(第2-3-1表)。

第2-3-1表 食中毒事件数、患者数、死者数、罹患率及び死亡率の年次推移

|     | 事件数   | 患者数    | 死者数 | 罹患率<br>(人口10万対) | 死亡率<br>(人口10万対) |
|-----|-------|--------|-----|-----------------|-----------------|
| 46年 | 1,118 | 30,731 | 46  | 29.3            | 0.0             |
| 47  | 1,405 | 37,216 | 37  | 35.0            | 0.0             |
| 48  | 1,201 | 36,832 | 39  | 33.9            | 0.0             |
| 49  | 1,202 | 25,986 | 48  | 23.6            | 0.0             |
| 50  | 1,783 | 45,277 | 52  | 40.4            | 0.0             |
| 51  | 831   | 20,933 | 26  | 18.5            | 0.0             |
| 52  | 1,276 | 33,188 | 30  | 29.1            | 0.0             |
| 53  | 1,271 | 30,547 | 40  | 26.5            | 0.0             |
| 54  | 1,168 | 30,161 | 22  | 26.0            | 0.0             |
| 55  | 1,001 | 32,737 | 23  | 28.0            | 0.0             |

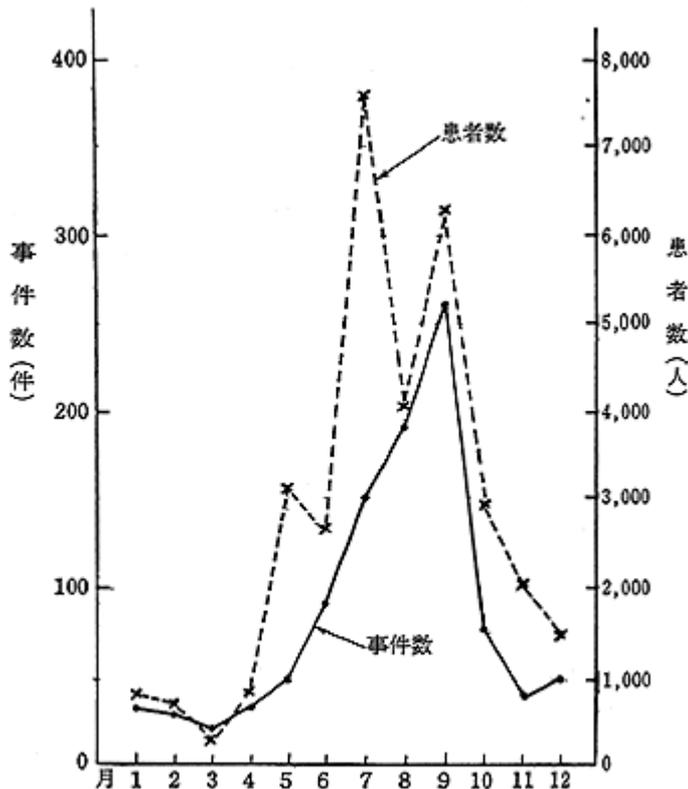
資料：厚生省統計情報部「食中毒統計年報」

(注) 48年より沖縄県を含む。

月別発生件数についてみると、9月が255件(25.5%)と最も多く、次いで8月185件(18.5%)、7月148件(14.8%)の順となっており、7~9月の3か月間で年間発生件数の58.7%を占めている。これを患者数でみると、7月7,563人(23.1%)と最も多く、次いで9月6,340人(19.4%)、8月4,015人(12.3%)の順となっており、この3か月間の患者数を合計すれば年間患者数の54.7%を占めている(第2-3-1図)。

第2-3-1図 食中毒事件数と患者数の季節変動

第2-3-1図 食中毒事件数と患者数の季節変動



資料：厚生省統計情報部「食中毒統計年報」

病因物質別の発生件数についてみると、細菌に起因するものが最も多く681件(68.0%)を占めており、そのうち、腸炎ビブリオによるものが307件(30.7%)、ぶどう球菌によるもの209件(20.9%)等となっている。

また、ふぐ、きのこ等の自然毒による食中毒が74件(7.4%)発生しているが、このうち、ふぐのテトロドトキシンに起因する食中毒は事件数46件、患者数90人、死者数15人であり、特に、死者数は全死者数の65.2%に達している。ふぐによる食中毒の大部分は、家庭等において個人が調理、摂食することにより発生したものである。また、病因物質不明の食中毒事件数は240件(24.0%)、患者数は5,578人である。

なお、病因物質不明の食中毒事件数は減少の傾向を示しており、これは、細菌検索技術の向上、細菌学の進歩等によるものであると考えられる。

原因食品別の発生件数についてみると、魚介類によるものが257件(25.7%)と最も多く、次いで複合調理食品によるもの88件(8.8%)、穀類及びその加工品によるもの74件(7.4%)、野菜類及びその加工品によるもの39件(3.9%)の順となっている。また、原因食品不明のものが376件(37.6%)ある。

原因施設別の発生件数についてみると、飲食店が最も多く277件(27.7%)、次いで家庭190件(19.0%)、旅館104件(10.4%)、仕出し屋95件(9.5%)の順になっている。

摂取場所別の発生件数についてみると、家庭が最も多く386件(38.6%)、次いで飲食店151件(15.1%)、旅館97件(9.7%)、事業所95件(9.5%)の順になっている。

## (2) 国内監視体制の強化

### ア 食品衛生監視員

食品衛生監視員は、55年末現在6,528人が都道府県、政令市、特別区の各庁舎及び保健所等に配置され、食品関係営業施設の監視指導及び食品、添加物、器具、容器包装等の検査、収去試験等に従事している。

## イ 監視指導の状況

都道府県等の食品衛生監視員が55年中に行った監視指導の件数は、許可を要する営業施設(飲食店営業,そう菜製造業等34業種)に対するものが342万9,202件,許可を要しない営業施設(菓子販売業,集団給食施設等15業種)に対するものが189万6,032件である。

また,監視指導及び試験検査の結果に基づく行政措置は,営業許可の取消しが1件,営業の禁止が266件,営業の停止が852件,施設の改善命令が288件,物品の廃棄命令が715件,その他の措置が2万5,976件である。

## ウ 監視指導の強化

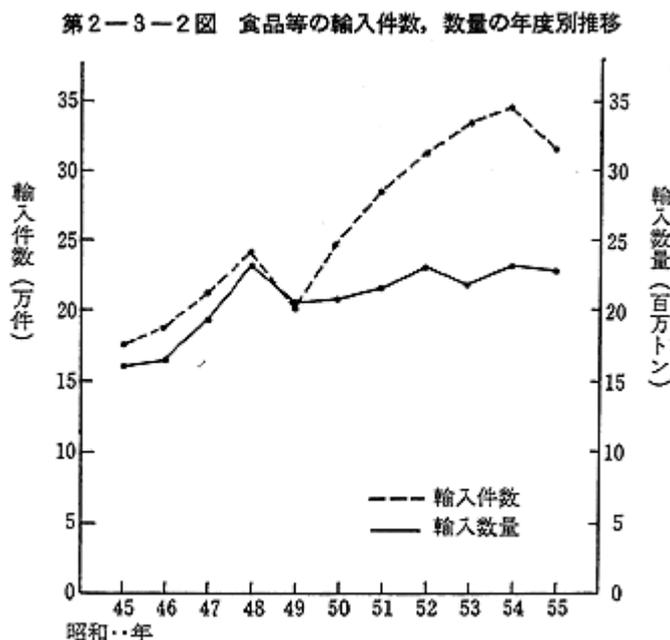
食品の製造・加工技術の高度化に伴う食品の多様化,食品流通の広域化,食品関係営業施設の増加等に対応し,食品等の安全を確保するため,食品衛生監視員の増員,その専任化及び業種別専門監視員の育成を含めた教育,訓練等による監視員の資質の向上,更には機動力の強化等による広域的,かつ,重点的な専門監視指導体制の確立推進が図られているところである。

### (3) 輸入食品の監視体制の強化

## ア 監視の現状

55年における食品,添加物,器具,容器包装及び乳幼児用のおもちゃの輸入は,件数で約31万4,200件,数量で約2,311万トンであり,前年に比較し,件数で9.0%減少し,数量も0.6%減少した。この件数の減少は,一時的なものと考えられ,加工食品の多様化の進展,航空機による生鮮食品の輸入増加等により,今後再び増加していくものと考えられる(第2-3-2図)。

第2-3-2図 食品等の輸入件数,数量の年度推移



厚生省環境衛生局調べ

55年に実施した検査の件数は約1万6,900件であり,その結果不合格となったものは,その約6.3%に当たる1,066件であった。これらは,輸送途中の事故又は取扱いの不備による腐敗又は変敗,その使用が認められ

ていない添加物の使用,食品,添加物等の規格基準に不適合等の理由で不合格となったものであり,それぞれについて,廃棄,輸出国への積戻し又は保税中の再殺菌処理等の措置が採られた。

## イ 監視体制の強化

輸入食品は,国内のものと異なりその製造過程等が不明であり,また,輸出国によって食品衛生に関する規制が異なるため,我が国の食品衛生法の諸規定に適合しない食品等が輸入されるおそれが少なくないので,輸入食品に対する監視体制の強化が強く要請されている。

現在,全国の主要16港(3空港を含む。)に国の食品衛生監視員56人が駐在し,食品衛生法第16条に基づく食品等の輸入届出書等の提出書類の審査,保税地域内での現場検査,収去,化学的及び微生物学的試験検査,コンピュータによる輸入食品等の統計処理等を行うとともに,輸入業者等に対する指導等を行い,不良品の輸入防止に努めているところである。また,検査技術の高度化と検査の迅速化を図るため,ガスクロマトグラフ,原子吸光分析装置等の検査設備を整備してきたが,今後とも蛍光分光光度計,薄層クロマトグラフ用デンストメータ等を整備するとともに,コンピュータシステムの導入,ファクシミリの設置等により輸入食品に関する情報の提供,情報交換の迅速化を進めるほか,更に食品衛生監視員の増員を図り,輸入食品の監視体制の一層の強化を行うこととしている。

### (4) 営業者の自主管理体制側の強化

食品の安全確保は営業者に課せられた責務であり,そのためには営業者による自主的な衛生管理が要求されるところである。

営業者によるその施設の衛生的な管理運営については,都道府県知事が食品衛生法に基づき基準を定めて営業者に遵守させることになっており,また,営業者による自主検査体制の確立についても,営業者が自主検査に努めるよう必要な指導がなされているところである。このほか,社団法人日本食品衛生協会が実施している食品衛生指導員による営業者に対する巡回指導並びに営業者及び消費者に対する食品衛生思想の普及のための事業に関しても国庫補助を行い,営業者自身による食品の安全確保の推進を図っている。

### (5) 試験研究種目及び検査施設の整備

食品産業における製造・加工技術の高度化,環境汚染物質の食品への移行等食品の安全性に関する新たな問題の出現,消費者サイドにおける食品の安全性についての関心の高まり等に伴い,食品等に関する適正な試験及び検査の必要性は増大しており,また,試験検査技術についても高度なものが要求されてきている。こうした需要に対処するためには,国,都道府県,政令市における食品衛生検査施設の整備を推進する必要があることはいうまでもないが,他方また,営業者の自主検査需要に応じるため,民間の検査施設の充実を図ることも緊要である。こうした民間の検査機関として,食品衛生法に基づく指定検査機関の制度が設けられており,56年8月末現在の指定検査機関の数は35機関40施設である。また,53年5月には,「食品衛生指定検査機関協議会」が設立され,以来検査機関相互の連絡,検査技術の向上を図っている。

### (6) 食品衛生の調査研究

食品衛生行政を科学的に推進するため,食品,添加物等に関する各種の調査研究を大学,試験研究機関等に委託して行っているところであり,未解明の食中毒原因に関する研究等の諸種の基礎的調査研究を56年度も継続して実施し,食品,添加物等の安全性の確保に資することとしている。

### (7) 食品事故救済対策

食中毒事件のうち,被害が重大かつ広範であり社会的関心を招いてきたものとして「森永ヒ素ミルク中毒事件」(30年)と「カネミライスオイル食中毒事件」(43年)がある。

前者については、厚生省、被害者団体及び森永乳業(株)の話合いによって、49年4月財団法人「ひかり協会」が設立され、現在、この団体により被害者に対する各種の救済事業が推進されている。

後者については、患者から3件の民事訴訟が提起されている。第1の訴訟については、52年10月に、福岡地方裁判所において被告カネミ倉庫(株)、鐘淵化学(株)等の賠償責任を認める判決が下されたが鐘淵化学(株)が控訴し、現在福岡高等裁判所に係属中である。また、第2及び第3の訴訟は、カネミ倉庫(株)、鐘淵化学(株)等とともに国及び北九州市を被告とするものであるが、このうち、第2の訴訟については、53年3月、カネミ倉庫(株)及び鐘淵化学(株)の賠償責任を認める判決が下されたが、原告及び鐘淵化学(株)が控訴し、福岡高等裁判所に係属中であり、また第3の訴訟は、現在福岡地方裁判所小倉支部に係属中である。更に、未訴訟患者については、関係者間で話合いが進められ、53年7月、患者側と鐘淵化学(株)及びカネミ倉庫(株)との間

に、患者の救済についての合意が成立した。

---

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第1節 食品衛生の現状

###### 2 国際的動向

---

国際貿易上のトラブルを防止するため,FAO(国連食糧農業機関)とWHO(世界保健機関)は合同で国際食品規格計画を進めることとし,38年にその実施機関としてFAO/WHO合同食品規格委員会が設立され,以来今日まで,同委員会の下部機関として設けられた各部会を中心として主要な食品についての統一的な規格作成の作業が進められてきており,作業が終了した規格から順に加盟国に対し受諾要請がなされている。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第2節 食品の安全確保対策

---

食品の安全性を確保するためには、その製造、加工、保存、運搬等の各過程で衛生的な取扱いがなされること  
が必要である。現在、食品については、細菌数、重金属量、残留農薬量等に関する成分規格と製造基準、保存基  
準等が必要に応じて定められている。また、化学的合成品たる食品添加物については、厚生大臣が定めるも  
の以外は使用が禁止されており、更に、その大部分について成分規格と使用基準が定められている。今後と  
も、これら規格基準の整備を計画的に進めていくこととしている。

また、食品中の微量重金属のバックグラウンド調査を行う等、新しい問題に対応した食品安全確保対策を実  
施している。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第2節 食品の安全確保対策

###### 1 食品の規格基準の設定

---

食品の安全性を積極的に確保するため、必要に応じ現在まで、清涼飲料水、冷凍食品等22の食品群並びに乳及び乳製品について、成分規格、製造基準、保存基準等を定めている。今後とも、新しい問題に対応して、順次規格基準の設定及びその見直しを行っていく予定である。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第2節 食品の安全確保対策

##### 2 食品の衛生規範の設定

---

食品の製造及び販売の段階において良好な衛生状態を確保し、その向上を図るため、規格基準の整備及び監視指導の強化に加えて、詳細かつ具体的に食品の管理上の技術的手法を示した食品の衛生規範を設定し、営業者による安全な食品の供給に資することとしている。弁当及びそうざいの衛生規範に引き続き、56年9月には、漬物についての衛生規範を作成し、現在、生菓子の衛生規範について検討を行っているところである。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第2節 食品の安全確保対策

#### 3 食品含有微量重金属等調査

---

環境汚染に由来する食品の汚染は、食品の安全確保の見地からみて大きな問題である。この問題に的確に対処するため特に蓄積性が高く、生物濃縮を生じる重金属等について、環境汚染以外に自然界を介して食品に含まれているいわゆるバックグラウンドを調査し、実態をは握しておく必要がある。

このような見地から、穀類、果実野菜類及び畜水産物食品中に含まれる重金属等の基礎調査を実施し、今後の食品の規格基準設定等に資することとしている。56年度においては銅及びスズを調査する。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第2節 食品の安全確保対策

#### 4 残留農薬基準

---

病虫害を防除する目的で農作物などに使用される農薬は、使用程度によって生鮮食品中に残存するものがある。このため、公衆衛生上の見地から食品の成分規格として農薬残留基準を設けることとし、39年度より残留実態調査及び残留基準の設定を進めており、現在までに米、きゅうりなど53食品について、BHC、カプタホールなど26農薬の残留基準が定められた。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第3節 畜産・水産食品

#### 1 乳及び乳製品の衛生

---

乳及び乳製品は今日、国民の食生活のうえで不可欠な栄養豊かな食品として重要な地位を占めている。

乳及び乳製品については「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」により牛乳、調製粉乳等の乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品について成分規格、製造及び保存の方法の基準等が定められている。

これら食品は乳幼児が特に多く摂食する食品でもあることから消費者の安全性に係る関心も高く、また、これら食品による事故の発生が消費者に与える影響も大きいので監視指導の一層の強化を図っている。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第3節 畜産・水産食品

#### 2 食肉の衛生

食肉は、国民のたん白源として、重要性を増しており、その消費量の増大も著しい。これに伴い、と畜頭数も増加し、55年は2,122万4,420頭(50年比1.4倍)となっており、その主な内訳は、豚は1,996万9,004頭(50年比1.4倍)牛は123万6,157頭(50年比0.97倍)となっている。

これに伴って、と畜検査員の行うと畜検査件数も増加しているが、と畜検査については、家畜飼養形態の変化、疾病の予防、治療技術の進歩等により、家畜疾病にも様相の変化がみられることから、より科学的な精密検査が要求されてきている。このため現在42都県市に食肉衛生検査所を設置しているが、今後ともこのような検査体制の強化拡充を推進する必要がある。

と畜場は、55年末で487か所(50年末559か所)であるが、これら施設のなお一層の近代化を図るため特別地方債による整備促進を行っており、今後とも、と畜場の整理統合を進めつつ、衛生的な取扱いによる食肉衛生の一層の向上を図ることとしている。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第3節 畜産・水産食品

#### 3 水産食品の衛生

---

魚介類及びその加工品は古くから日本人の食生活においてなじみが深く、その衛生を確保することは非常に重要であることから種々必要な対策を講じている。

特に近時、わが国のホタテガイ等の主要な生産地である東北、北海道で生産された貝類による食中毒の発生及び養殖貝類の毒化など食品衛生上大きな問題となった。その原因を調査した結果、麻痺性貝毒及び下痢性貝毒によるものであることが明らかとなり、このため、麻痺性貝毒及び下痢性貝毒について食品衛生上の規制値を定め、毒化した貝類による危害の発生防止を図っている。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第3節 畜産・水産食品

#### 4 畜産・水産食品中の残留物質

---

家畜及び養殖魚の疾病の予防,治療等の目的で医薬品等が多用され,これの畜産・水産食品への移行残留が問題となっていることから,医薬品等の残留について食品衛生上の規制を強化するとともに統一した検査法を示す等医薬品等の残留する畜産・水産食品が流通することのないよう対策を講じている。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第4節 食品添加物

化学的合成品である食品添加物は、人の健康を損うおそれがない場合として厚生大臣が食品衛生調査会の意見をきいて定める場合を除いては、その使用等が禁じられている。

食品添加物の指定に当たっては、各種の毒性試験等のデータに基づき慎重に安全性のチェックがなされているが、毒性試験の技術水準は年々向上しているため、指定後においても常に最新の科学的水準に基づき安全性の見直しを進めることとしている。

この見直しは、37年度から開始され、45年度から更に拡充強化された。49年度からは、従来実施されてきた慢性毒性試験、催奇形性試験等に加え相乗毒性試験を、また51年度からはアレルギー試験を、53年度からはスクリーニング試験を行って再評価の促進化を図り、今後も最新の科学的水準に基づいた再評価を進めることとしている。

最近の動きとしては、54年度には、過酸化水素に弱いながら発がん性が認められたため、残留を認めないように使用基準が改正された。その後、56年度には、この基準のもとで、過酸化水素が残留しないことを示す十分な科学的データが得られているカタラーゼ・亜硫酸処理方法によるカズノコにのみ、所要の監視のもとでその使用が容認された。また、プロピレングリコールの使用量が増大したため生めん類等を中心に使用基準が設定された。アセトンについては、油脂用分別溶剤としての有用性が認められ、この用途への使用が最終食品に残留しないという使用基準で認められた。更に、合成着色料との不均衡の是正の観点から、天然着色料の生鮮食品等への添加が禁止され、既存の添加物のうち36品目について成分規格の改正が行われた。また、塩化カリウム、酸化マグネシウムの指定及び成分規格、使用基準の設定の作業が進められている。

今後、さらに国際的な視野も踏まえながら規格・基準等の設定、また検査等における分析技術の確立など所要の整備を図ることとしている。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第5節 器具・容器包装・おもちゃ及び洗剤

###### 1 器具及び容器包装

---

食品の調理,加工,保存等に用いられる器具及び容器包装については,従来から保健衛生上の見地より各種の規格基準の整備を行っている。このうち合成樹脂製器具及び容器包装については,48年,52年にポリ塩化ビニル製の製品について,また54年5月にはポリエチレン,ポリプロピレン,ポリスチレン製の製品について,55年6月にはポリ塩化ビニデリン,ポリエチレンテレフタレート製の製品について,一般規格とは別に個別規格が設けられた。更に,56年度はポリメタクリル酸メチル,ポリメチルペンテン,ナイロン製の製品についても作業を進めている。今後,他の合成樹脂製の製品についても個別規格を整備していく予定である。

また,食品の自動販売機のうち清涼飲料水のコップ販売式のものについて材質,構造及び機能について規格が定められていたが,54年5月規制対象自動販売機の範囲を食品が機内の部品に直接接触するすべてのものに拡大し,規制を強化した。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第5節 器具・容器包装・おもちゃ及び洗剤

###### 2 おもちゃ

---

乳幼児が用いるおもちゃについては、口に接触すること等による健康上の危害の発生を防止するため衛生上の規格基準を設ける作業を進めているが、これまでに折り紙、写し絵など5品目について重金属、着色料等に関する規格基準が設定されている。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第5節 器具・容器包装・おもちゃ及び洗浄剤

###### 3 洗浄剤

---

野菜,果実又は飲食器の洗浄剤については47年の食品衛生法改正によって,成分規格及び使用基準の設定,有害な洗浄剤の販売禁止等,公衆衛生の見地からの所要の規制措置が法定化された。これに基づき,48年に洗浄剤の成分規格及び使用基準が設定された。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第4章 生活環境の衛生管理

##### 第1節 環境衛生関係営業

---

飲食店営業,旅館業,理容業,美容業,公衆浴場業,クリーニング業等の環境衛生関係営業については,食品衛生法等の個別の衛生規制により,厳しい監視,指導を行うとともに,環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律に基づき,経営の安定化等を通じて衛生水準の向上を図ることとしている。

---

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第1節 環境衛生関係営業

1 営業施設数の動向

環境衛生関係営業においては、全体の施設数は増加しているが、それぞれの営業の動向を反映して、興行場のうち映画館については漸減の傾向を示し、また公衆浴場のうち一般公衆浴場(いわゆる銭湯)も自家風呂の普及に伴う利用者の減少等のため転廃業が増加している。

一方、国民生活の多様化に伴い、旅行、外食等の機会が増大し、このため、ここ数年の傾向としてホテル、飲食店、喫茶店の増加が著しい。また、簡易宿所営業の漸増は、民宿、ペンションの増加によるものとみられる。クリーニング所については取次店の増加が著しい点が注目される。理容所はほぼ横ばい、美容所は着実に増加しているのも特徴の一つである。

なお、55年末における営業施設数は、第2-4-1表のとおりである。

第2-4-1表 環境衛生関係営業の施設数及び事業所規模

|               | 施設数       |           |       | 常雇用従業者数構成(53年) |       |       |
|---------------|-----------|-----------|-------|----------------|-------|-------|
|               | 54年末      | 55年末      | 伸び率   | 1~4人           | 5~49  | 50~   |
| 総数            | 2,105,565 | 2,167,865 | 3.0   | % 91.4         | % 8.4 | % 0.2 |
| 興行場           | 4,489     | 4,505     | 0.4   | 41.5           | 56.7  | 1.8   |
| (再掲)映画館       | 2,743     | 2,696     | △ 1.7 | 39.1           | 60.3  | 0.6   |
| 旅館業           | 115,952   | 116,795   | 0.7   | 84.6           | 14.3  | 1.1   |
| (再掲)ホテル営業     | 1,768     | 2,039     | 15.3  | —              | —     | —     |
| (再掲)旅館営業      | 83,035    | 83,226    | 0.2   | —              | —     | —     |
| (再掲)簡易宿所営業    | 28,132    | 28,511    | 1.3   | —              | —     | —     |
| (再掲)下宿営業      | 3,017     | 3,019     | 0.1   | —              | —     | —     |
| 公衆浴場          | 25,450    | 25,320    | △ 0.5 | 97.0           | 3.0   | 0.0   |
| (再掲)公営浴場      | 2,200     | 2,419     | 10.0  | —              | —     | —     |
| (再掲)私営一般公衆浴場  | 15,834    | 15,172    | △ 4.2 | —              | —     | —     |
| 理容所           | 143,413   | 144,157   | 0.5   | 98.5           | 1.5   | 0.0   |
| 美容所           | 151,712   | 156,635   | 3.2   | 94.6           | 5.4   | 0.0   |
| クリーニング所       | 112,815   | 116,968   | 3.7   | 94.1           | 5.6   | 0.2   |
| (再掲)一般クリーニング所 | 58,287    | 58,157    | △ 0.2 |                |       |       |
| (再掲)取次店       | 54,528    | 58,811    | 7.9   |                |       |       |
| 飲食店営業         | 1,266,031 | 1,305,157 | 3.1   | 90.3           | 9.5   | 0.2   |
| 喫茶店営業         | 82,156    | 93,018    | 13.2  |                |       |       |
| 食肉販売業         | 197,407   | 199,224   | 0.9   | 93.8           | 6.2   | 0.0   |
| 氷雪販売業         | 6,140     | 6,086     | △ 0.9 | —              | —     | —     |

資料：厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」及び総理府統計局「事業所統計調査報告」

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第1節 環境衛生関係営業

2 監視及び指導

環境衛生関係営業における衛生水準を確保するために個別の法令によって構造設備の基準等を定めるとともに、理容、美容、クリーニング営業については、公衆衛生に関する一定の知識、技能を有する者によって適正なサービスの提供が行われるように、従事者につき試験免許制度を設けている。これらの資格免許交付の状況は、第2-4-2表のとおりである。

第2-4-2表 環境衛生関係営業の資格免許交付件数

|         | 49     | 50     | 51     | 52     | 53     | 54     | 55     |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 理容師     | 5,924  | 4,429  | 3,747  | 2,930  | 2,760  | 3,310  | 3,554  |
| 美容師     | 12,744 | 12,947 | 13,123 | 12,068 | 15,045 | 17,267 | 18,541 |
| クリーニング師 | 1,777  | 1,858  | 2,161  | 1,807  | 1,628  | 1,527  | 1,228  |

資料：厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」

また、施設ごとの衛生措置については、各都道府県等におかれている環境衛生監視員による立入検査等により監視、指導を行っている。なお、56年6月には、営業者の自主的な衛生管理を推進するため、理容所及び美容所における衛生管理要領を作成した。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第4章 生活環境の衛生管理

##### 第1節 環境衛生関係営業

##### 3 経営安定化の方策

環境衛生関係営業の多くは中小零細企業によって占められており、常雇用従業者5人未満の事業所は9割を超えている。営業規模が小さいことは、国民のニーズの多様化に対応しやすいという利点をもつ反面、経営の近代化、合理化に立ち遅れがちな傾向をもたらしている。

これらの営業は、比較的少額の資金により開業できることなどから、新規参入が容易であり、過当競争になりがちな体質をもっている。したがって、経営が不安定な状態に陥りやすく、適正な衛生水準の維持が困難になるなどその健全な経営が阻害されるおそれがある。

また、これらの営業のほとんどは労働力に依存する割合が高く、機械設備の導入といった省力化、合理化の余地が比較的少ない。このため、賃金コストの上昇、稼働率の低下を生産性の向上でカバーできないため、料金の上昇をもたらしやすい結果となっている(第2-4-3表)。

第2-4-3表 環境衛生関係営業の料金

第2-4-3表 環境衛生関係営業の料金

|           | 49年  | 50    | 51    | 52    | 53    | 54    | 55    |
|-----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総合        | 89.4 | 100.0 | 109.3 | 118.1 | 122.6 | 127.0 | 137.2 |
| 理髪代       | 82.3 | 100.0 | 114.3 | 126.4 | 134.3 | 143.6 | 157.1 |
| パーマメント代   | 82.9 | 100.0 | 113.0 | 125.0 | 130.4 | 135.1 | 143.3 |
| 入浴料       | 77.4 | 100.0 | 122.4 | 141.7 | 158.9 | 172.7 | 197.9 |
| 洗たく代(水洗い) | 88.1 | 100.0 | 109.3 | 119.8 | 123.8 | 128.6 | 142.5 |
| 洗たく代(ドライ) | 92.1 | 100.0 | 105.4 | 111.5 | 113.4 | 115.7 | 124.4 |
| 映画観覧料     | 86.6 | 100.0 | 113.0 | 124.6 | 132.1 | 134.0 | 142.4 |
| 宿泊料       | 82.2 | 100.0 | 110.3 | 122.2 | 127.2 | 131.2 | 141.3 |

資料：総理府統計局「消費者物価指数年報」

(注) 1. 表中の数値は、50年を100とした指数である。

2. 「総合」は総合消費者物価指数である。

なお、近年においては、飲食店営業、旅館業、クリーニング業などで、大資本の進出が各地でみられ、中小企業と大企業等との調整の問題も生じており、今後は、消費者の利益に配慮しつつこのような問題に対処するためのルール作りが必要となってきた。

このような厳しい環境の中で、中小環境衛生関係営業者の経営の安定、体質の強化を図るため、環境衛生同業組合等による自主的な共同事業の推進を図るほか、従来から環境衛生金融公庫により営業設備の近代化を推進するための資金について長期、低利の融資が行われており、併せてこれらの施策の効果的活用を図るため営業者に対する組織的な経営指導の強化が図られている。

環境衛生金融公庫の55年度の業種別貸付状況は、第2-4-4表のとおりとなっている。また、56年度の融資枠は、2,900億円(うち小企業等設備改善資金特別貸付け210億円)が計上されており、融資条件についても小企

業等設備改善資金の貸付限度額を300万円から350万円に引き上げる等の改善が図られている。

## 第2-4-4表 環境衛生金融公庫業種別申込み,貸付状況

第2-4-4表 環境衛生金融公庫業種別申込み,貸付状況(55年度)

(1) 一般貸付け業種別申込み・貸付状況

(単位:件,1,000円)

|             | 申 込 み  |             | 貸 付 け  |             |
|-------------|--------|-------------|--------|-------------|
|             | 件 数    | 金 額         | 件 数    | 金 額         |
| 飲食店関係営業     | 54,130 | 233,865,445 | 67,401 | 160,421,280 |
| 食肉販売業       | 1,039  | 5,761,750   | 1,282  | 4,322,860   |
| 食鳥肉販売業      | 176    | 807,000     | 249    | 686,100     |
| 氷雪販売業       | 42     | 149,960     | 34     | 81,520      |
| 理容業         | 5,558  | 15,980,961  | 7,148  | 12,672,605  |
| 美容業         | 6,680  | 26,650,660  | 7,658  | 20,927,610  |
| 興行場営業       | 55     | 462,100     | 66     | 341,560     |
| ホテル・旅館業     | 2,867  | 27,788,260  | 3,776  | 20,588,640  |
| 簡易宿所営業      | 193    | 1,390,400   | 301    | 1,562,540   |
| 浴場業         | 1,013  | 7,512,739   | 1,241  | 6,918,540   |
| クリーニング業     | 3,908  | 12,833,350  | 4,027  | 10,780,760  |
| 理容師・美容師養成施設 | 3      | 43,000      | 3      | 43,000      |
| 合 計         | 75,664 | 333,245,625 | 93,186 | 239,347,015 |

(2) 小企業等設備改善資金特別貸付け業種別申込み・貸付状況

(単位:件,1,000円)

|         | 申 込 み |            | 貸 付 け |            |
|---------|-------|------------|-------|------------|
|         | 件 数   | 金 額        | 件 数   | 金 額        |
| 飲食店関係営業 | 4,137 | 8,185,810  | 3,944 | 7,681,200  |
| 食肉販売業   | 122   | 286,965    | 119   | 273,400    |
| 食鳥肉販売業  | 32    | 65,500     | 34    | 67,500     |
| 氷雪販売業   | 10    | 15,250     | 9     | 11,200     |
| 理容業     | 2,121 | 2,749,540  | 2,024 | 2,583,840  |
| 美容業     | 589   | 1,119,920  | 556   | 1,034,930  |
| 興行場営業   | 11    | 28,400     | 10    | 24,900     |
| ホテル・旅館業 | 372   | 829,100    | 344   | 755,000    |
| 簡易宿所営業  | 6     | 8,300      | 3     | 6,000      |
| 浴場業     | 299   | 449,480    | 302   | 455,100    |
| クリーニング業 | 1,162 | 1,737,120  | 1,169 | 1,730,390  |
| 合 計     | 8,861 | 15,475,385 | 8,514 | 14,623,460 |

また、環境衛生関係営業の経営指導体制としては、業界における自主的活動の推進を図るため、都道府県ごとの環境衛生営業指導センター又は環境衛生同業組合連絡協議会を中心に、経営指導員及び経営特別相談員等の専門的指導者の養成を図るとともに、各都道府県に「環境衛生営業相談室」を設置し、経営上の諸問題及び営業者相互の事業活動の調整に関する相談、消費者の苦情等に関する窓口として活用を図っている。

更に、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律に基づき、次のような施策により、経営の近代化・合理化を図っていくこととしている。1)55年4月に指定された全国環境衛生営業指導センターによる指導事業等2)都道府県環境衛生営業指導センターの設置の推進3)飲食店営業をはじめとする各業種ごとの振興指針の策定4)環境衛生同業小組合による共同事業の推進5)消費者の選択の利便を図るための標準営業約款の認可。

なお、以下に業種別に分けて経営の安定と振興について述べる。

## (1) サービス業

環境衛生関係営業には、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業などの生活関連サービス業と、旅館業、興行場業といった余暇サービス業とが含まれている。

理容業等の生活関連サービスに対する消費者のニーズは、画一的なものよりも高度な技術や個性あるサービスを求める傾向もみられ、その振興にあたっては、単なる能率の向上よりもサービスの内容の面を重視し、国民のニーズの変化、生活様式の多様化に対応した営業の展開に配慮することが求められている。

また、一般にこれらの営業は需要に比べて施設数の伸びが激しく、過当競争に陥りやすい傾向にある。美容業及びクリーニング業については、こうした競争の結果、衛生上の措置が低下したり、健全な経営が阻害されるおそれがある場合に、料金の制限などを行うための適正化基準が55年8月に認可された。なお、クリーニング業については、55年度から振興指針の検討が行われている。

近年における自家風呂の普及等に伴い、年々施設数が減少している一般公衆浴場については、住民の保健衛生を確保するうえからも、経営を健全に存続させていくことが望まれている。このようなことから、公衆浴場については、現在、環境衛生金融公庫による低利融資及び税制上の措置が講じられている。また、56年6月には、国及び地方公共団体は、住民の公衆浴場の利用の機会の確保のために努力しなければならないこと等を内容とする「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」が公布された。

旅館業等の余暇関連サービスは、週休二日制の拡大など国民の余暇時間の増大に伴い、総体的に需要がふくらむ傾向にあるが、反面、余暇活動の内容の変化に伴い、業種によってはその動向にかい離がみられる。

旅館業のうち、ホテルについては、洋風のスタイルや機能性が消費者のニーズに合致して、過去10年間に施設数で約4.5倍の伸びをみせてきたが、従来型の旅館の中には、ホテルの進出等により経営的に苦しいところも多く、こうした業種についても施設、サービス、立地条件等につき、それぞれの持ち味を生かした経営を展開し、また利用者に対し適切な情報を提供する等の方策により、業の振興を図っていく必要がある。

なお、これらサービス業において提供されるサービスや商品については、その多様化に伴う表示の適正化や、事故が生じた場合の損害補償の明確化が消費者から望まれており、業界における自主的努力とあいまって、業種ごとの標準営業約款の実施を進めることとなっている。

## (2) 飲食業

飲食業(喫茶店を含む)は、55年末で許可施設数140万に達し、環境衛生関係営業の中でも大きな比重を占めている。

飲食業界は、近年の外出需要の拡大に刺激されて大小の企業の参入が目立ち、多種多様な業態が展開している。しかし一方で、毎年営業施設のうち15%程度が営業を廃止(営業の譲渡等を含む)しており、その経営がかなり不安定であることがうかがえる。このような中で、店舗数においては、中小飲食店がその大部分を占めており、国民の食生活をより豊かなものとするためには、これら飲食店を中心とした業界の安定的な発展が求められている。

そのための方策としては、1)自主的な衛生管理体制の確保等による衛生水準の向上2)消費者の嗜好に合った商品の提供やメニュー及び価格の適正化等によるサービスの充実3)共同購入、共同冷蔵等による食材の安定的確保4)環境衛生営業指導センターの指導による労務管理及び経営管理の合理化・近代化5)環境衛生金融公庫融資による施設の衛生化、近代化等の対応を推進する必要がある。

なお、55年度から、飲食店営業のうち、すし店の営業についての振興指針の検討が行われている。

厚生白書(昭和56年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第4章 生活環境の衛生管理

##### 第2節 家庭用品の安全対策

近年の化学工業の飛躍的發展により、各種の化学物質が処理剤及び加工剤として繊維製品、家具、洗剤、塗料等の家庭用品に使用され、難燃性、柔軟性、防かび性、防しわ性等によりその品質を高め、国民生活に大いに利便を供してきた。しかしながら、その一方では、これらの化学物質を含有する家庭用品による健康被害の問題が新たに提起されるようになった。

このような状況から48年10月に家庭用品の安全性を確保するため「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」が成立し、49年10月から施行された。この法律に基づき、政令で有害物質が指定され、更に厚生省令でこれら有害物質を含有する家庭用品の規制基準が設定され家庭用品の安全対策が行われてきた。55年度末までには、ホルムアルデヒドをはじめとする12物質が有害物質として政令で指定され、各種の家庭用品について、所要の規制が行われてきている。さらに、56年度においては、防虫加工剤4,6-ジクロル-7-(2,4,5-トリクロルフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール、防炎加工剤ビス(2,3-ジプロムプロピル)ホスフェイト化合物及びメタノールの3物質が有害物質として政令で指定され、これらを含む家庭用品として、防虫加工剤については下着、帽子、床敷物等の繊維製品及び家庭用毛糸が、防炎加工剤については寝衣、カーテン、床敷物等の繊維製品が、メタノールについては家庭用エアゾル製品が厚生省令で指定され、それぞれ規制基準が定められた。

なお、国、都道府県及び保健所を設置する市に、立入検査等の業務を行う家庭用品衛生監視員が置かれ、販売又は授与された規制対象家庭用品が厚生省令で定める基準に適合しているかどうかを監視し、更にその他一般の家庭用品についても安全対策上必要な監視を行っている。

厚生省においては、家庭用品に使用される化学物質による人体危害について、早期に、多面的に情報収集を行い、専門家による評価等を通じて所要の危害拡大防止等の対策を推進するため6病院によるモニター病院制度を実施している。

また、家庭用品の安全性をより確実なものとするために、既に規制の対象となっているものの他にも、家庭用品に使用されている各種化学物質について、引き続き、急性毒性試験、慢性毒性試験、皮膚刺激性試験、アレルギー性試験、発がん性試験、催奇形性試験等を実施している。今後もこれらの結果等により、国民の健康保護のために、規制を行う必要があると認められる化学物質については、生活環境審議会の意見を聞いた上で、順次有害物質として指定し、当該化学物質が使用されている家庭用品について規制基準を定めていくこととしている。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第4章 生活環境の衛生管理

##### 第3節 建築物衛生その他の環境衛生

###### 1 建築物衛生

建築物の衛生面における維持管理対策は、45年10月に施行された「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づいて行われている。

同法は、多数の者が使用し、又は利用する一定規模以上の建築物であって、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用途に供されるもの(特定建築物)について、その所有者等に対し建築物環境衛生管理技術者の選任を義務づけるとともに、維持管理の権原を有する者に対して建築物環境衛生管理基準の遵守を義務づけることによって、建築物における衛生的環境の確保を図ることを主な内容としている。

同法の施行以来、ビルの増加、ビル利用者数の増加等に伴い、同法に基づく施策の充実が逐次図られている。

第1には、特定建築物の範囲の拡大である。同法施行時には延べ面積が8,000m<sup>2</sup>以上のビルを対象としていたが、その後の中央管理方式の空気調和設備の普及、水質管理の必要性等にかんがみ、48年11月から5,000m<sup>2</sup>以上、51年7月からは3,000m<sup>2</sup>以上の建築物が対象とされることとなった。55年12月末現在、特定建築物総数は1万4,329所となっている。

第2に、建築物環境衛生管理基準徹底のための施策の強化が図られてきた。49年4月に同法施行規則が改正され、この基準を遵守するために不可欠な空気環境の測定、水質検査等の実施回数が定められた。

第3に、建築物の衛生的環境の確保には、環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質向上を図ることが重要であることにかんがみ、55年5月の法改正により、建築物清掃業、建築物空気環境測定業、建築物飲料水水質検査業、建築物飲料水貯水槽清掃業、建築物ねずみこん虫等防除業、建築物環境衛生一般管理業の6業種について新たに都道府県知事の登録制度が設けられ、56年5月から実施されている。登録は営業所ごとに行われ、一定の人的及び物的要件に適合することが必要であり、その有効期間は3年間となっている。

なお、建築物環境衛生管理技術者免状を受けた者は、55年12月末現在で2万4,733人となっている。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第4章 生活環境の衛生管理

##### 第3節 建築物衛生その他の環境衛生

#### 2 ねずみ,衛生害虫等駆除事業

---

ねずみ,衛生害虫等の駆除事業は,伝染病予防法にのっとり,市町村の衛生班及び地区衛生組織等による地域住民の活動を中心に推進されているが,近年,都市化の急速な進展に伴う建築構造の複雑・巨大化及び生活様式の変化等により,ねずみ,衛生害虫等の種類及び生態系が大きく変わってきている。すなわち大型で狂暴なドブネズミの横行,ゴキブリの繁殖,ビルの地下汚水ピット等からのチカイエカの発生等のほか,ユスリカ,ダニ,ヤスデ等の不快害虫による被害も問題となっている。

このような諸種の要因により,都市部におけるねずみ,衛生害虫等の防除対策は,従来 of 市町村衛生班並びに住民の地区組織活動のみではその実行を期待することが困難となってきたことにかんがみ,専門駆除業者を指導育成して専門駆除業者による駆除事業の推進を図っている。また,ねずみ,衛生害虫等の生態系の変化及び駆除薬剤の薬剤抵抗性等の問題に対処するため講習会を開催して都道府県,市町村の駆除関係職員及び駆除関係団体等の職員に対する駆除技術の向上に努めている。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第4章 生活環境の衛生管理

##### 第3節 建築物衛生その他の環境衛生

#### 3 狂犬病予防事業

---

我が国における狂犬病は、25年に狂犬病予防法が公布施行され、飼犬の登録、狂犬病予防注射及び違法犬の捕獲抑留等を徹底して実施したことにより急激に減少し、人については特殊例を除いて32年以降、同じく犬についても32年以降その発生はないが、諸外国においては、依然数多く発生しているので今後も引き続き予防事業を推進することとしている。

55年における飼犬の登録頭数は317万8,970頭、狂犬病予防注射頭数は522万3,372頭、抑留頭数は43万8,147頭となっており、ここ数年間は横ばい傾向を示している。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第4章 生活環境の衛生管理

##### 第3節 建築物衛生その他の環境衛生

#### 4 墓地・埋葬等

---

墓地・埋葬等の管理及び執行については、「墓地,埋葬等に関する法律」によってその適正化が図られている。

墓地行政は,国民の宗教的感情に適合し,かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から適正に運営されることが要求されており,従前より地域の実情に応じた施策が行われてきた。しかし,近年都市化の進展や国民の墓地に対する意識の多様化に伴い,墓地等をめぐる諸情勢に変化がみられる。

第1に,大都市周辺においては,墓地需要が増大する一方土地確保難等から供給が不足し,墓地の需給を広域的に調整する必要が生じている。

第2に,公園墓地の普及,近代的火葬場の設置等設備面での改善,土葬の減少(土葬の比率45年20.8%,50年14.3%,55年8.9%)にみられるように墓地・埋葬に関する環境の変化や国民感情の変化が生じている。

以上のような状況に対処するため,墓地経営の法的規制に関する研究等の墓地・埋葬・火葬場等に関する調査,研究を進めている。また,52年には墓地についての調査,研究,情報の提供を行うための社団法人全日本墓園協会が設立され,昭和55年には全国の墓地関係者を対象とする墓地経営管理に関する研究会を全国3ヶ所で行った。

火葬場については,年金積立金環元融資制度を活用(55年度48億4,800万円の貸出し)し,その整備が行われている。

なお,55年末における墓地等の施設数は,墓地90万7,255,火葬場1万5,393納骨堂9,426となっている。

---